

日程第1 一般質問

1番 中塚礼次郎

(1) 住宅リフォーム助成制度の創設について

7番 湯澤賢一

(1) 買い物弱者の増加に対する対策と地元商工業の繁栄のための方策について

(2) 東地区の児童クラブについて

(3) リニア中央新幹線について

2番 高橋昭夫

(1) 職場の活性化と意識改革について

(2) 東日本大震災と三六災害について

9番 竹沢久美子

(1) 防災計画の見直しと自然エネルギー活用応援施策を

(2) 合併浄化槽設置者への法定点検・保守点検に助成を

(3) 美しい村連合の村内組織立ち上げ早期に

出席議員(10名)

- 1番 中塚礼次郎
- 2番 高橋昭夫
- 3番 藤川稔
- 4番 山崎啓造
- 5番 村田豊
- 6番 大原孝芳
- 7番 湯澤賢一
- 8番 柳生仁
- 9番 竹沢久美子
- 10番 松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	松村正明	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	北島真
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	鈴木勝	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長 中平千賀夫
 書記 松村順子

平成23年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成23年6月14日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許可します。
1番 中塚礼次郎議員。
- 1番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました内容によりまして質問したいと思っております。
住宅リフォーム助成制度の創設についてということをお願いいたします。
住宅リフォーム助成制度の支援策は、建設関連業者のみならず、小売、サービス、飲食など幅広い業種に、その効果が波及し、地域を活性化し、加えて既存住宅の耐久性、耐震性の向上、省エネ、CO₂の削減、下水道の水洗化率のアップなど、相乗効果は大変大きいことを挙げ、私は12月定例会で、一般質問で村としての考えをお聞きいたしました。
また、3月の定例会では、住宅リフォーム助成制度創設を求める陳情も出され、議会としても住宅リフォーム助成制度創設を早急に実現するよう意見書を村長に提出いたしました。
私の質問に対し、村長のお答えでは「中川村の中で最優先課題というふうに意識は余り持っていなかった。」と、「研究不足のところもある。県内での先行事例など、どんな成果が上がっているか、住宅リフォーム制度について、研究とあわせて広い視野の中で研究をさせていただきたい。」というご答弁でありました。それで、村としての研究と取り組みの経過についてお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。
- 村長 住宅リフォーム制度について繰り返しご質問をちょうだいしておるところでございますけれども、いわゆるひとり親方の皆さんといいますか、の方々とも幾度か、接点がいろいろあって、どんなふうにして仕事をなさっているのかとか、いろんなことをお聞きしておりますが、住宅リフォームのお話も、その席の中で、上伊那とかからお見えになった方々からは、そういうお話も出るんですけど、なかなか村内の中からは、そんなに聞こえてこないというところもあって、実際の、どういうところでお仕事をなさっているかっていうと、必ずしも村内ばかりではなくて、村外、さらには県外も含めて、それぞれのネットワークの中でお仕事をされているというふうなお話でし

た。そういうことよりも、もっとお話をお聞きしていると、その仕事に波があるっていうふうなことがあって、高い波が来るときは、もう、そんな組織的にやっているわけじゃないので、仕事がこなせないぐらい、もう、ちょっと、そのときは「こっちの仕事があるからできんよ。」みたいな形で断らなくちゃいけないこともあるし、逆に、割と仕事の少ない時期もある、どっちかっていうと、5月6月とか、今ごろの時期が、年度が変わってしばらくのところあたりが一番仕事が少ないんだと、その辺の辺で仕事が出るようなことを考えてほしいというふうな、そういうようなご意見を聞いたというふうな意識であります。

それで、上伊那の中でも、やっているところ、既に取り組んでいるところがございますけれども、そういうところでは、確かに、非常に好評で、枠を増やしたというような声もあるわけでございまして、つまり、その補助を利用して住宅をリフォームしようという、リフォームしたい方、そこんところにお金がもらえればおかげだという方が多いというふうに理解をしております、つまり、わかりやすいいい方をすると、この間も申し上げたかもしれませんが、ちょっとお金持ちの方を優遇している制度ではないかなというふうなことを思っております、それで、ひとり親方の皆さんにつきましても、役場の、例えば発注とかにつきましても、ちょっと、役場のことなんで、なかなか書類的なことを整えなくてはいけないとかいうふうなめんどくさいこともあって、そんなことをやっている暇はないというような、多分、感覚もお持ちなんではないかと思うんですけども、その辺のところも、なるべく、できる限り、行政のほうでも、手続のところ、協力をいたしますので、ぜひ、何かこう、うまく分担して、その辺を組合の中で仕事を上手にとってきて、上手に回すみたいなこともお考えいただきたいというふうなところでございます。

また、経営的な部分につきましては、今回、お認めいただきましたとおり、制度資金の拡大等々のことなんかもしていきながら支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

いろいろ商業にも省エネにもというふうなことで、いろんな波及効果っていうふうなことがおっしゃっておられましたけども、そんなふうなところも、それはそれで考えながらやっていかなくてはいけない、これだけで、その辺がすべて解決するものではないのではないかなというふうな感覚を持っているところでございます。

- 1番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから、研究なり、そういった経過についてお聞きしたわけですが、長の担当部署挙げて研究したというふうな内容ではないというふうに解釈いたしました。

それです、地域活性化を目的とした各自治体での取り組みというのが、12月の私の一般質問の時点では、これは平成22年の10月末の調査の数字でしたが、全国で175の自治体で実施しておったわけですけども、今年、実施されるのは、7月1日現在の調べでは40都道府県、330の市町村となって、2倍近くに増えたということでもあります。

長野県では、下諏訪を初め諏訪市、上田市、小川村、木曾村、御代田町、それぞれ

の自治体で取り組みが始まっていったわけですが、その後、この住宅リフォーム助成制度の創設自治体は急速に増えて、この5月の25日現在の調べでは、既に創設をしておる自治体は31市町村、6月の補正で創設予定自治体は、塩尻、軽井沢町、今年度内に創設が見込まれる自治体は6自治体ということで、長野県内39の市町村で助成制度の創設が実施されることとなります。

上伊那での創設状況ですけれども、辰野町、南箕輪村、箕輪町、伊那市、宮田村、飯島町、駒ヶ根市は、6月議会で住宅リフォーム事業に200万円の補正予算を盛り、30万円以上の工事を対象に、助成金額は一律10万円、8月1日からの受け付けを予定しておるということでもあります。

下伊那では、豊丘村、阿智村、天竜村、木曾では大桑村、木曾町、木曾村、南木曾町、上松町、その各自治体で創設がされております。

4月1日から開始をした伊那市、箕輪町の助成内容は、30万円以上のリフォーム工事に対し一律10万円を補助、伊那市では、受け付け1ヶ月で予算額を突破、当初予算1,000万円、100軒分を計上、4月末で120件に達して、予算枠を追加する方針で受け付けを継続、6月議会で補正予算を住宅リフォーム助成事業の補助金1,500万円、150軒分を計上しました。一般リフォーム工事、当初予算の130件は、5月下旬に予定数に達して、下水道接続工事も含むリフォーム工事120件も6月の6日現在では残り32件になっておるということでもあります。

それから、箕輪町でありますけれども、箕輪町は当初は500万円、50軒分の予算で、4月の12日で予算枠に達したということで、5月の20日時点で98件の申し込みというようなことになり、5月の20日の臨時議会で補正予算1,500万円150軒分を計上、可決されております。箕輪町では、トータルで約1億2,800万円の直接的な経済効果が見込まれるというように見えています。

多くの自治体で創設されて、経済活性化と事業者支援の行政支援策としてのリフォーム助成制度を早急に創設する考えはないか、再度、お聞きいたします。

○村長 他がみんなやっているから追従するっていうんじゃあ、余り、何ていうか、それぞれの、やっぱり、いろいろ、それだけではなくて、みんながこっち行くから、ざあっとこっちへ行くっていうと、それがいいことかっていうふうなことは、よく考えないといけないことだと思いますし、それぞれに、当然、メリット、デメリットはあると思いますが、例えば、村営住宅に住んでいる方にとっては、この制度、全くメリットないですよね、賃貸の人なんか関係ないかもしれないし、そういうことを考えると、村民の中で、暮らしの中で、いろんな方々にとってのものなのか、先ほど申し上げたいように、資産のある方を支援する制度ではないかというふうなことを思っておって、もし、水道のつなぎ込みのことを促進するんだったら、それに向けた制度をつくらばいいでしょうし、これまでとの平等性っていうふうなこともあるかと思いますが、というようなことを思う次第であります。

○1番 (中塚礼次郎) 個人の資産に対してというふうな言い方は、村長が前から、太陽光発電の件から、その考えは変わらないというふうに、今、お聞きしたわけですが、

確かに個人の資産ということになるんですけども、行政として、村の商工業者の活性化、経済の活性化というふうなことで、例えば村の税金を使うわけですが、それが起爆剤となって中川村の経済を活性化するっていうことでは、私は必要だというふうに思いますし、3月の定例会で議会として全員一致で意見書を出したものを、どの程度に重く受けとめておるかということについてお聞きいたします。

○村長 議員の皆さん方のご意見ということで受けとめております。慌てて先ほど最初に申し上げたとおり、いろんな飲む機会やら、いろんな機会がある中で、そんなふうな状況、今の景気の具合とか、いろんなことをお聞きしておる中で、必ずしも、この住宅リフォームっていうのが、ひとり親方の皆さんから熱烈なお話としては、熱烈でないというレベルでも余り聞こえてきていないというのがございまして、確かに、ひとり親方の建設業、建設労連の皆さん方が見えたときには、そのことを強く、その上伊那なりの事務局の方々からは要望を、強い要望をいただいておりますけれども、村内からは、そんなでもないというふうなところは感じておるところでございます。ですので、今、景気とかのためとか、県、村内の商工業の振興ということではですね、ほかのこともいろいろやっておるわけで、これをやれば、それで済むということでもないと思うし、どういう形が一番いいのかっていうふうなことは、もう少し広い形で、これについてイエスカノーかだけの判断という問題ではないのじゃないかなというふうに思うところでございます。

○1番 (中塚礼次郎) 中川村の商工業者の皆様方に元気を出していただくためにはということで、私も12月の一般質問でも取り上げて提案もしてきたわけですが、村内の業者が元請けとなって、村内の、今、村長が言いましたように、ひとり親方の人も含めて、そういう人たちに仕事を生むというようなことで、内需振興の緊急対策というふうなことによって、地元でお金を回すということが非常に大事だというふうに考えます。

それでは、住宅リフォーム制度の創設以外に、村として商工業者の元気になる対策として、具体的な対策を、あればお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 村の商工業者の振興施策としましては、一つは、村の制度資金、昨日も振興資金の枠の拡大をお認めいただいておりますけれども、この商工業振興資金、これに対しましては、資金制度だけではなく、補償料の一部村負担等も行っております。

それから、県の制度資金について補償料を村が負担している。

あるいは、村内企業に働く従業員の皆さんの福利厚生、この施策として、勤労者互助会を設立しておりまして、厚生事業を行っている。

それから、小規模事業者の事業主の皆さんの将来の事業を辞められたときの退職金、こういったものに向けられる小規模企業共済制度の掛け金の補助、こういった面を、村内の商工業の振興施策として行っております。

また、一定の設備投資をされた際に、固定資産の減免ですとか、そういったこともやっております。

○村長 チャオ周辺の活性化ですとか、美しい村連合も、商業に限定されませんが、商

業も農業も含めての地域の中の魅力を打ち出していくための一つの方法だというふう
に考えておりますし、例えば商品券を、なるべく、今まで現金で出していたものを、
商工会商品券を持って、いろんな支援のツールとして使っていかうというふうなこと
ですとか、あと何だっけ、ちょっと、いろいろ思いつきませんが、本当にたくさ
んのいろんなことが、その中の地域のためということでやっておるというふうにご理
解をいただけるものかと思っております。

○1 番 (中塚礼次郎) ただいま、振興課長、村長のほうから、それぞれ、住宅リフォーム
制度を導入しない、それ以外の具体的な対策としてあるかという質問に対してお答え
をいただいたわけですが、確かに、昨日の中でも、制度資金の枠を拡大というような
こともありましたけれども、昨年12月の時点で175が330というようなことで、長
野県下でも、この制度の導入をやる自治体がどんどん増えておるというようなことは、
村としても考えはあるかもしれませんが、無視はできないというふうに思います。

それじゃあ、中川と同規模程度の、例えば木曾の木曾村だとか、そういった過疎の
村でも、そういった、この助成制度を取り上げておるというようなことも、実際に、
そこの自治体の意見を聞いたりとかいうふうな調査なりをするというふうなことをし
ていただきたいと思っております。いただきたいというふうに私は思います。ほかにいろ
ろ策があるで、これはというふうなことでは済まされないというふうに思いますので、
近隣の町村でも補正を組んでいるということをやっておりますし、この助成制度を取
り上げて、大体1年の期限というようなことで、様子を見ながら補正を組んで、さら
に延長するというふうなことを行政として検討しながら取り組んでいるというのが実
態ですので、これを制度を取り入れて、この制度が好評でどんどん利用されて、この
村の中が活性化されることは、非常に、私は、税金の使い方とすれば、そうなれば間
違ひではないというふうに思いますので、ぜひ、今、取り組んでおる行政なんかの事
例をも参考にして研究をしてみたいというふうに思います。その点につ
いてはいかがですかね。研究もしないということですかね。質問します。

○村 長 印象かもしれないですけども、村の実情、村のあるべき姿、そこをどういうふう
につないでいかうかというふうな発想で、現状と、それから理想との間をどういうふう
にしていけば、そこに近づいていけるのかというのを考えてやっていくのが正しい
やり方かなというふうに思っているわけですが、その中にはいろんな方策が本当にた
くさん、そのために何をやるのかというものは、いろんなことがあるというふうに思
います。方法として。リフォームもそうかもしれませんが、もっと違う方法で村の産
業なり暮らしのために役立つことをしていくというふうなこともあるかと思いたすけ
ども、手法として、なぜ、このリフォームだけが、こう突出して出てくるのかって、
そして、それが、日本中でこれだけやっているから中川もやれよという、その日本統
一キャンペーンみたいな中で、それが中川にも、こう、押しつけられるつつたら余
りな言い方かもしれませんが、そういう進み方が何となく、そうじゃなくて、本
当に中川村の現状、中川村のあるべき姿、そこをどういうふうに一歩一歩行くのかと
いうふうなアプローチ、考え方で、物事、その中川村の行政というのは、やっていき

たいなというふうに思っているところがあるっていうか、それが自然というか当然の
あり方ではないかなというふうに思っているところがございます、そこは、何か、
そこは違う、この、何ていうか、住宅リフォームの話というのが、そうなのかなっ
ていうところが、ちょっと、そういうふうな受けとめにくいというか、受けとめ、そ
うじゃないんじゃないかなあみたいな感じがしてしまうというところがあるって、そう
いうところなんです。感じているところの正直なところを申し上げます。

○1 番 (中塚礼次郎) 先ごろ、中川でもT P Pを全国に先駆けて運動として旗を揚げた
ということは、上伊那管内でもそうですし、非常に高い評価を受けておるというふう
に思います。

住宅リフォームも、そういった意味では、中川が一番先じゃない、全国的にそうい
うムードが出てきたからって、やっぱし、これも、こういったものを進めるのは、全
国的な流れをつくるつつうことも一つの大事な要素だというふうに思いますので、決
して全国の各地でこの住宅リフォーム制度を活性化のために取り入れてやっておる自
治体がどんどん増えてきて、中川も、それをまねしにやならんっていう意味で、私は、
質問しとるわけじゃありません。ぜひ、研究してみて、こういう点がまずいというふ
うなことが明らかになってだめだとかいうんならわかるんですが、ちょっと、今の村
長の答弁で、このことは取り組むわけにはいかんという、住宅リフォームは、これ、
もう、やらないという村長の考えですかね。そこだけ、ちょっと、12月と3月の意見
書も出ておりますし、今度の6月の、私の一般質問でもしたわけですが、村とし
ては、その策よりほかにあると、現状、打っておる商工者の救援策でいいんじゃない
かという、この結論ということですかね。そこを、ちょっとお聞かせいただきたい。

○村 長 前にも申し上げましたけども、先ほども申し上げましたが、何というか、資産のあ
る方にとってメリットがある、だから、そのニーズがいっぱい出てきて、たくさんど
んどん応募があつて増えて好評だよっていうのも、どんな方に好評なのかというふう
なことを考えたら、資産のある方、家があつて、ちょっと直したいなっていうお金も
ある方ではないかなというふうに思っておって、そこに税金を集中的に入れるって
いうのがどうじゃろうかというふうなことを感じるというのが理由でございます。

○1 番 (中塚礼次郎) その考えでずっと、尺度で行政をずっと判断すると、今、中川でや
っておる事業で、そういうものから落ちるものが相当、振るい落とされるというふう
に思います。村長の今のその考えを基本に事業を進めるということになると、果たし
て、その事業は、みんな、例えば村でやるいろんな政策がですね、個人の資産って
いう尺度でいろんなことを事業判断をしていくと、住宅ローンと同じように、そりゃあ、
おい、ちょっと待てというふうになっていくんじゃないかと、今、取り組んでおる事
業の中にも、そういう事業がたくさんあるかというふうに思うんですが、その点はど
うですか。

○村 長 例えはいかなうようなことをイメージされておられるのかと、聞いてはいけないの
かもしれません。

○1 番 (中塚礼次郎) 例えですね、福祉の問題もそうですけれども、生活をするつちゅ

うことは、個人の、例えば財産がある、ないにかかわらず、自分でやることですよね。自分の命を維持するために物を食べてエネルギーをっていうふうなことから考えると、その衆、だけでも、それに対して、例えばひとり暮らしだとか貧困の家庭っていうのに税金を使っておるわけですよ。ほいだもんで、この住宅リフォームも、村長のよう
に幅狭く考えないように、このことが、村の税金を、例えば100万円使ったら、その100万円が、この住宅リフォーム、大体、投資額の9倍の経済効果を生むって言う
ているんですから、その税金は無駄にはならず、村の活性化のために生きてくる
というふうに私は思うんですけども、その点どうですか。

○村 長 生活も個人の生活ですけども、今おっしゃるとおり、困窮をされている方に出して
いく、いろいろ、いろんな事情で生活が苦しい方を支援するっていうのは福祉のこと
ですし、当然のことですけども、今回は、そうじゃなくて、資産のある人に支援をす
るとするのは、ちょっと方向的に少しあれではないかなあというふうなことを感じて
おる、だから、行政として目を向ける方向ではないところに、ずっと、こう、流れて
いくのではないかなあ。

それは好評だと思いますよ。家、ちょっとここんところリフォームしたいなあ、つ
くりかえたいなあ、ちょっとここんところへんを、もう少しこんなふうにしたいな、
水回り、ちょっと古くなったし、きれいにしたいなと思っている方にとっては、お金
がもらえるっていうのはいい——いいというか、ありがたいことだと思いますけども、
それが、その行政として、その、いわゆる、そういう家があって、おうちがあって、
もうちょっと改造したいなっていうところに補助をするのが、行政の預かっている税
金の使い方としてどうなのかなっていうところ、ちょっと、まだ釈然としないところ
がある。

○1 番 (中塚礼次郎) 村長のいうように、個人に例えば10万円なら10万円の金を出すじ
ゃないかということだと思いますけれども、そのことが、例えばリフォーム、受けて
やる商工業者の人たちのほうにも波及していくच्छゅうことで、それが大きいと思う
んだよね。この制度は。その個人の資産の援助だけじゃねえかというふうに思うかも
しらんけど、このことによって、例えば、ちょっと不自由、不便をかけておくことに
対して、やるか、やらんかの決断に10万円っていう金が起爆剤となって、その事業が
発注されていくっていう、そこが大きい経済効果を生むというふうに思うんですけ
どね。

そうすると、結論的には、もう、これ、1時間も時間があるんですが、問答をいろ
いろやっておっても、結論とすれば、中川としては、どこの行政、ほとんど上伊那が
実施してきたということですが、中川としては取り組む考えは全くないという、こ
ういうことでいいわけですね。そういうことで。再度、念を押しますけど。あとは、私、
一般質問にしませんので。いいですかね、そこだけちょっと、全く取り組む考えはな
いということだけ、はっきりここで言ってもらって、もらうようにします。

○村 長 何だか恫喝されたような気がしますけれども、今現在、あるいは当面、その考えは
ございません。

○1 番 (中塚礼次郎) 以上で私の質問を終わります。
○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に7番 湯澤賢一議員。
○7 番 (湯澤 賢一) 私は、さきに通告しました3点の項目について通告順に質問いたし
ます。

最初に買い物弱者の増加に対する対策として地元商工業の主として商業の繁栄のあ
り方に、繁栄のための方策について質問いたします。

村の商店の減少とともに増加する買い物弱者の問題については、さきの3月議会で
も取り上げられておりますし、私自身も人口対策等の関連で質問いたしました。今回
は引き続きということになります。

先般、議会として商工会の青年部と懇談をいたしました。中川村の商工会青年部は、
自分で起業した社長さんもいらっしゃいますが、多くは現在の商工業の後継者であり
ます。バイタリティーに富んだ力強い活動を展開しております。

その懇談会では、幾つかの問題点が指摘されましたが、今、中塚議員がしたリフォ
ームの問題もかなり大きな問題になりましたが、私が本当に胸を打たれたのは「買
い物弱者のいる地域の人は、みんなが買い物弱者なんだ」という指摘であります。地域
の商店が消滅するたびに寂しくなっていきます。また、その人たちが、寂しくなった
というその人たちが、その商店をどれだけ利用したんだろうかという言葉と相まって、
買い物弱者の問題は、現在の地域が抱える大変奥の深い問題だと改めて考えさせられ
ました。大型店のにぎわいとは裏腹に、まさに、すべての人が買い物弱者予備軍であ
ります。

国や県にも買い物弱者に対する商店の営業支援する制度が幾つかあるようですが、
それを利用しようとする、買い物弱者が何人いるかというようなデータが必要にな
る、求められるということでもあります。

ここで質問いたしますが、村では、買い物弱者の定義が、つまり、どういう方が買
い物弱者で、大体どのくらいいるかというようなデータを持っていますか。最初に質
問いたします。

○振興課長 ちょっと一般質問の通告にはない部分で、ちょっと答弁にも、正確な答弁できるか
どうかわかりませんが、まず1つは、その買い物弱者という定義がどのような
ものかというのが、1つははっきりしない部分がございます。

中川村では、今、巡回バスの運行を平日の月曜議から金曜日まで行っております。
これによって、車に乗れない皆さん、年寄りが主になりますけれども、このような皆
さんは、巡回バス、あるいはデマンドタクシーを利用しながら、病気をお持ちの方は
病院へ通われたり、あるいは、そのついでに買い物をされたりという実態がございま
す。

そんな中で、はっきり、この買い物弱者という方が村内にどの程度おられるかとい
うのは、はっきりした数字はつかんでおりませんが、村としては、この買い物
弱者の皆さんに対策として、一つの政策として、この巡回バスなりデマンドタクシー

の運行をしているものというふうに理解しております。

○7 番 (湯澤 賢一) 私、買い物弱者に対する質問をするというふうに通告してありますので、通告外、例えば、それに関連することは書いてないと通告外というふうなことではないと思いますが、とりあえず10日も前にやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、規制緩和で大店法が全く無名、無実になってしましまして、大型店同士でも、同士が地方でも熾烈な戦いをやっております。地域を支えてきた商店の廃業が、そうした中で相次いで、同時に地域が壊れてきた、まさに、便利さの裏原でお年寄りや交通手段を持たない者にとっては、本当に不便になってしまいました。

中川村としては、当然、こうした事態に対して手を打っていると思います。今、課長からもデマンドタクシーのことなどお話がりましたが、中川村では、制度として、どのような施策があるのか、買い物をしにくくなってしまった人々に対する行政の手立ての事例を、再度、もうちょっと詳しく質問したいと思います。

○総務課長 今のご質問に関してですけれども、制度としましては、足がある方、あるいは、今、どこかお出かけが何とかできる方については、今、振興課長のほうで答弁しましたとおり、買い物に行ける交通手段を確保しております。お金が多少かかります。

それから、もう一つは、そいいうこともなかなか一人ではできない方については、軽度生活支援事業というのがありまして、これでホームヘルパーが行ってお手伝いをするというような制度を持っておりますので、いわゆる体が不自由とか弱者と言われる定義の皆さんについては、そこら辺で何とか救えるという言い方ではないんですけど、何とか支援ができるのではないかとというふうに考えておまして、そういう制度はございます。

○村 長 今の件につきましては、買い物弱者側の方々が店舗にどんなふうに行けるかというふうなことだったかと思うんですけども、やっぱり、残念ながら店舗も少しずつ、何ていいますか、場所によっては閉めちゃっているところも出たりもしております。そんなことで、先ほども振興課長のほうからありましたけれども、制度資金の活用をお店側のほうにはしていただきたいと思っておりますし、村としても、商品券を活用してお金が村外に流れないように、村内商工会のほうで回っていくようにというふうなこととか、それから、その空き店舗の活用は支援ですかというふうな形で、また新しいお店を出しやすくするようなこととかというふうなことをしておるところでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) いろいろとやってくれているんだろうと思います。

経済産業省の商務流通グループ流通政策課というところのホームページに開示されている地方公共団体における買い物弱者支援関連制度一覧というのがあるんですが、36ページも出てきました。今回、本議会にも上程された分がありますが、緊急雇用制度を使った施策が、こうした中で非常に多く使われております。中には巡回用の購買車を行政が購入して、委託して商業地域を移動販売している行政もあります。あるいは自動車の運転できない高齢者の買い物をサポートするために、身近な買い物環境である商店街などでの配達事業に補助金を出す、あるいは、商店の宅配業務に、安否確

認から、こまごまとしたご相談まで含めた機能を持たせている自治体もあります。まさに千差万別で、それぞれの自治体が、本当に、先ほどの話じゃありませんが、非常に工夫して個性的な対策をとっているわけでありまして。

ぜひ、そのありきでない研究を望みたいと思います。

こうした地域の商店っていうのは消滅していった理由の一つは、やはり大型店同士の戦いがありますが、官工事を地域商店に以前より発注しにくくなっているのではないかと、それも一つの原因ではないかと思ひます。つまり、納税者保護が地域住民の大きな声になって、入札により少しでも安いところが落札し、力の弱い商店は、多くの場合、そこに参加できなくなってしまうました。それが、まさに行政改革としての正義であるかのようです。

商工会に聞きますと、中川村の商工業者への融資等の制度は、利子補給なども含め、大変手厚いと聞いてはおります。

しかし、ちょっと先ほどの、今も、村長も触れましたので言ひますが、こうった融資制度は、基本的には借金なわけでありまして。本当は仕事が欲しい。何よりも仕事がほしいというのが、さっきのリフォーム制度何だと思ひますが、それは、全然、全く、一応、ちょっと言うだけ言っておきますが、そうしたことも本当によく理解していただきたい。本当に小さな、小さな小さいな、本当に家族でやっているような商店に対しても温かい目を向けていただきたいと思ひわけでありまして、そうした商店を守る対策、張り合いとかやりがい対策とかいうような施策が中川村にあるかどうか、この点も聞いておきたいと思ひます。

○村 長 まず、初めに役場の入札というか、調達というかについてというふうなお話でございましたけれども、大変お気持ちはわかるし、こちらとしても、別に、何ていいますか、おっしゃったようなことだけで冷酷にやっているつもりはございませんけれども、何せ村民の税金をお預かりしておりますので、恣意的に余りできないなところがあります。やっぱり、賢い買い物をしないと、なりかわって買い物をしているという部分がありますので、せめていرونなどことで、余りにもその内容と価格のところで差があったりすると、ちょっと、なるほどねっていう納得のできないような形にはできないというふうなところがございますので、その辺については、極端なことにならない程度で、いرونなことを考えながらやっているつもりでございます。

それから、もう1点はなんでしたっけね。

お店への支援ということなんですけれども、基本、先ほど申し上げました、そのいرونな資金繰りのことの支援ですとか、あるいは、商工会商品券を出して少しでも村内にお金が回るようにしておるとかですね、いرونな、美しい村のことで人を集めるようなことを考えたりというふうなことをしているということがあつたわけですけども、やっぱり、そのちっちゃい店だったとしても、それは理想論なのかもしれないし、難しいことは百も承知しておりますけれども、ちっちゃいマーケットとは限らないわけです。その個性なり魅力なりがあれば、周りの人も来るだろうし、遠くからも人が来るのではないかとというふうに思ひますので、なかなか、いرون、お店のほうも高齢化

が進んでいたりっていうふうなこともあるわけなんですけども、いろんな、その個性を出したり、いろんなことというふうなところは、ぜひ引き続きお願いをしたいというふうに思うところで、なかなか、そういう、先ほど申し上げたように、村民のお金なものですから、いい加減な使い方、ここはちょっと大変そうなのでここについていうふうな形っていうふうなことにはできないのかなというふうな点のご理解をいただきたいと思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 入札で努力して、できるだけ官工事を安く仕入れるということは、確かに、それはそれで大いにいいのわかることだと思いますが、そうした中で、切磋琢磨という言葉があります。切磋琢磨という、一見、本当に美しい言葉は、多くの場合、いつも強い者の論理だなあとっておるわけでありましたが、つまり、強い者が、いつも強い物であることを正当化する意味合いの切磋琢磨なのかなというふうにもあります。入札による購入は、一見、公平に思えますが、本当にきちっとした入札ならば、強い者が絶えず勝つと、そういう側面があるんじゃないでしょうか。それでは、村内を主な販売先としている村内の業者は育ちません。商業を育てる観点、村の商店は、大事な村の構成員として守るという視点がないと、やがて村の商業施設のすべてがなくなるという結果になることは明らかなように思います。そのとき中川村に人が住んでくれるかどうかという問題もあります。まさに全村民が買い物弱者そのものとなります。

せっかく自立した村であり、独自の施策で商工業、特に商業を育てる必要だと考えますが、独自の施策、特に村内では最大の消費者である役場関係での需要については、もっと村の業者によって供給できる方策を考えるべきではないかと、それに、入札制度と何か関連させてもよろしいわけですが、そうした目配りも、あるいは工夫も、行政には必要だと考えます。

そうした中で、現在、庁内での申し合わせ的なこと、ここまでは村内業者で買おうとか、あるいは金額的にこうとか、あるいは職員にできるだけ村内の業者を使うように絶えず言っているとか、そういうような申し合わせ的なことでも結構ですが、村の実例の中で、そういうのがありましたら、お聞かせていただきたいと思います。

○会計管理者 2つほどの質問があったかと思うんですけど、まず1つ目の、その入札の購入の件であります。先ほど村長が申しましたこともあります。私からも補足いたしますと、現在、物品等の購入、これらにつきましては、地方自治法の中でもうたわれておる内容として、備品なにかにも見られますように、入札を行いまして、その見積もりの中で一番安価な金額を提示された業者さんと契約をするということになっておまして、特殊な物品等を除いてはですね、これを順守するというか、守っていくということで、議員の調べたような独自の施策ということにつきましては、なかなか困難な状況であるというふうに申し上げておきます。

それとですね、村内業者の皆さんからの購入ということで役場にかかわる物でありますけど、公用車の燃料、ガソリンとか軽油とか、あと、施設の燃料、LPガスとか、そういったものであります。あと、はがきとか切って、施設で使用される洗剤等の

日用品、あと、保育園の食材など、まだ、ほかにもいろいろあるわけでありまして、なるべく、その入札になじまないもので、村内業者の皆さんから購入できる物につきましては、公用車の修理とか、そういったものを含めまして、村内業者の皆さんを優先にして利用しておるとい状況であります。

議員のご質問の中で、役場の物品を今以上に村内の業者の皆さんから購入できないかということでありまして、なかなか、これも困難かと思われまして、かなり以前にですね、村内の業者の皆さんが事務用品組合というようなものをつくられて、役場の事務用品を共入されていたというようなことも、私、記憶しております。こういったようなことですね、業者の皆さんが共同されまして、大量に仕入れを行って物品の単価を下げるとか、そういうことも努力していただいて、そういった方策を考えていただければいいのかなということでもあります。

そういうことで、できる限り、今、申しましたように、村内業者さんを使っていこうというふうなことは村としても考えておるといことをご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○7 番 (湯澤 賢一) 確かに車とか、飲食関係なんかは、非常に、何か、そういうふうな、何か申し合わせがあるなあと感じる感じで順番に使っていただいている部分もあります。それは、そんなように思えます。

しかし、例えばですね、入札の件で、さっき、今、事務用品組合のことをおっしゃられましたが、コピー用紙なんかの、年間、大量に使うんだらうと、役場では。これを、私の聞いたあるところでは、入札は問屋がやると、しかし、納品は地元の業者を通じて納品するというふうなやり方もあるんだよというふうなことは、私も「ああ、なるほどな」と、やはり、それは、村と住民の一体感が持てる方法かなあというふうなふうに思えます。

そうしたことも含めて、どうか、商業者ばかりではなく、商工業者、ちっさな、ちっさな方々が多いわけですが、目を向けていただいて、少なくとも親が子供の文房具を求めて車で村外まで飛んでもらわなきゃならないような、そんな事態にはならないような目配り気配り、あるいは行政的な方策っていうものを、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、東地区の児童クラブについて質問いたします。

中川村の児童クラブ条例は、前段で以下のように規定しております。

この条例は、放課後留守家庭等の児童の保護と健全育成を図るため、中川村児童クラブを開設し、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

これ、第1条であります。

第2条は、

児童クラブは、通念開設するものとし、小学校の空き教室、その他公の施設を利用して開設する。

というふうにあります。

東地区に児童クラブのない理由については、以前に厚生文教委員会等で聞き、説明を受けたことがあります。改めて質問したいと思います。

東地区に児童クラブができない理由は、今現在どのようなことでしょうか。

○保健福祉課長 今までは、東地区への児童クラブ設置につきましては、質問等をいただけてきたところでありまして、現在、東地区に児童クラブがないという理由につきましては、東地区の利用者が少ないということで、現在、東地区の皆さんにつきましては、介護予防センター西館のほうへ行っていただいて、児童クラブを利用していただいているという状況であります。

○7 番 (湯澤 賢一) 私は、今回、この質問に当たりまして、特にアンケートなどはしてきておりませんが、続けて何人かの方から東地区への児童クラブの必要性を言われました。東地区で何で児童クラブがないんだというふうな疑問には、今までは、私自身も、今、先ほど申しましたように、委員会などの担当からの説明を、そのまま、そうした方々にはお伝えしてきたんですが、しかし、現実には、ちょっと、今、ちょっと事情が違っているのかなというふうな、切実な問題になってきているような気がいたします。例えば、子供を児童クラブへ預けたいんだけど、子供が引っ込み思案で、現在の児童クラブへ行けないうつう、どうしても西小学校の児童クラブという印象があるとか、あるいは、自営業の方は、近所があれば、本当に助かるんだけどとか、迎えの時間のことを言われる方もいらっしゃると思います。これ、ちょっと、よくわからないんです。

現在の児童クラブには東小学校の児童の数名いるようであります。

やはり東地区に児童クラブができれば、それに越したことはないようであります。

どうしても西小学校の児童クラブというイメージがあり、それを乗り越えなければ、東小学校の児童は児童クラブを利用できないとしたら、東西の、やはり、そのところは、ちょっと格差なのかなというふうになるかもしれません。

今、東地区に児童クラブができない理由というのは何かあるわけでしょうか。つくれない理由というのは。

○保健福祉課長 つくれないという理由って質問でありますけれども、児童クラブは、設置すれば、それだけ費用もかかるわけでありまして、人数の関係で費用対効果ということもあろうかというふうに思っています。

○7 番 (湯澤 賢一) 条例、先ほど冒頭で申し上げましたが、場所としては、児童クラブは、空き教室、あるいはその他の公共の施設を利用して開設すると条例にあります。空き教室はわかりますが、公の施設とは地区の集会所も入るのでしょうか。あるいは、役場施設の比較的稼働率の低い部屋がある場合、そうしたことに利用する可能性だけで結構ですが、あるのかどうかということ、ちょっと今後の親との話し合いの中で考えていきたいと思いますが、その辺を、ちょっと教えていただければ、お願いします。

○保健福祉課長 学校の空き教室につきましては、前回、教育長のほうからも答えておりましたが、空き教室がないということでもありますので、一応、そこは外してあります。

役場の関係等の公共施設でありますけれども、役場の中の機関集落センターという案もあったように聞いておりますけれども、なかなか、税の関係で使うといったようなこともありまして、そこら辺は無理かなというふうに思っています。

1つは、社協が入っております建物がありますけれども、少人数であれば、そこということも考えられないこともないわけでありまして、畳の部屋が8畳2間の部屋がありますし、事務所の前での所の今まで介護用品が展示してあった所のスペースもあったありますし、そこら辺を使いながら、例えば、天気の良い日は東小グラウンドなり東小の体育館といった所で、時間、遊ぶということも考えられるわけでありまして、また、そこら辺までは、自分の中で思っていたり、社協の局長とも話す程度でありますけれども、そこら辺のところでありまして。

それから、近くでいろいろ農協の前の南向の農協の営農センターがあった所でありまして、あそこは、もうハチの関係で借りているということもあつたりしてだめだということでもあります。

それから、集会所につきましては、ちょっと東小から遠くになってしまうというふうなこともありまして、集会所については考えておりません。

今の状況は、そんなところでありまして。

○7 番 (湯澤 賢一) ある子育て中のお母さんから「児童クラブ的な子育て支援があれば東地区に住住したいという人が結構いるんだけどな。」という話も聞いております。今後、親の側からの地区の児童クラブを求めるさまざまな運動がひょっとしたら起こってくるかもわかりません。真摯に耳を傾けて、今までの感覚でない形で、そうなったら検討していただくことを求めて、次の質問に移ります。

リニア新幹線についての村長の考えを質問します。

リニア中央新幹線の建設は、ルートが決定して新たな段階に入っております。

伊那谷の発展を期待し、場合によっては東京や大阪が通勤圏内に入るというように、経済関係者からは歓迎する声が強いようでありまして、経済最優先で考えると、原発事故の二の舞になりかねません。赤石山脈を貫通するという構想については、地質や環境面からの疑問が専門家から多く出されています。

また、東日本大震災の後、何よりも東日本の復興第一であるべきであり、巨大な資金と資材が必要なリニア新幹線の建設は、しばらく凍結するべきであるという意見もあります。

私は、村長に、ルートだかと、駅がどこかではなくて、現時点でのリニア中央新幹線の構想そのものについてどのように考えているのか、今の時期では答えにくい面もあるかもわかりませんが、村長の考えを示していただきたいと思っております。

○村 長 若干、先ほどの児童クラブのことなんですけれども、いつも、その判断の基準になっているのが、基準の1つと私的に思っているのは、その保育園の朝夕、特に夕方のほうですね、時間外をやるかどうかというので、東のほうも毎年募集をするんですけども、実際には少なく、2ヶ月、3ヶ月かな、試し、お試しをやって、利用者が少ないのでやめるっていうふうなことを繰り返しておるような状況でございます。だも

んですから、東と西とでは、やっぱり家庭の状況が少し違うのかなっていうふうなことを考えています。感じていますが、今年も、それをやっているわけなんですけども、それも、ちょっと、保育園で、その利用度合いがどれぐらいあるのかっていうようなところが一つの目安、その今年の状況は聞けていないんですけども、そんなことも思っています。と同時に、震災の影響とかで土日が休日じゃなくなって、月、火が、夏場だけかもしれないませんが、休みになるとかっていうふうなシフトみたいなことも行われるような話もありますし、震災による不況の影響がどんなふうなことが勝手に出てくるのかっていうこともわからないので、その辺を、ちょっと十分注意しながら考えていきたいなというふうに思います。

それから、リニア新幹線につきましては、きのうにも東日本大震災並びに原発事故に伴う質問をたくさんいただきましたけども、そこでも申し上げましたけれども、特に、その原発の事故についていえば、スピードとか利便性とかですね、大量のエネルギー、大量の物を大量生産、大量消費、そして大量のエネルギーをつぎ込んで利便性やらスピードやらを追及していく、このことで本当に幸福になっているのだろうかという、幸せってどういうことなのかっていうふうな、いろんな意味での自問自答みたいなことをつきつけたようなところがあるかなというふうに思っています。

そういうふうな視点からいくと、リニア新幹線ってというのは、そういう問われている文明のあり方の象徴のような、大量エネルギーで何分早く着くとかいうふうなことを競っているというふうなものがあるのかなというふうに思っておりますし、リニア新幹線そのものが日本人の生活にどうしても必要なものなのか、一部には、そりゃあ、ビジネスとかで早く動く必要のある人もいるかもしれませんが、あれだけ大規模にする意味が、広く日本の人たちの中にあるのかということ、どうなのかなというふうなところを思います。

それから、観光等でお客さんが来るというふうなことも余り思えない。車なりで今までどおりの形で来る人のほうが多いんじゃないかと思ったり、旅行というような、景色を見たり時間の流れを味わったりする旅にはリニアはふさわしくないのではないかなというふうに思います。

それと、おっしゃっていたとおり、特に南アルプスが、今、隆起を活発に続けておる中だというふうなことで、その下を急峻な斜面の下を川が削っていつているというふうなことで、トンネルの出入り口については、また、大西崩れのような崩落が起こらないとも限らんというふうなことで、心配する向きもあります。

そんなことを思っているわけなんですけども、ただ、中川村の意見とか心配とかで、どうなるか、左右されるものではないだろうというふうに思いますので、できるのか、できないのか、おっしゃったとおり、地震の影響とか、あるいは今後の電力事情等々のことによって中止になるかもしれません。また、逆に、そのリニアを走らせるために原発が必要だから原発を増設するみたいな話とか、あるいは再稼働するような話になってくれば、原発と一緒に、リニアについても反対をしていかなければいけないというふうに思いますけれども、そんな原発と結びつかない形でリニアができてしまう

んであればですね、中川村、もし、そして、そんなに遠くないところに駅ができたりすると、いろんな影響は出てくるんではというふうに思っています。それは、プラスの影響もあるでしょうし、マイナスの影響もあるでしょうし、まだ、ちょっと、どんなふうなことが起こるかわかりませんが、例えば交通、車の流れというふうなことも駅の場所によっては変わってきたりするのかなというふうなことも思います。また、もし、プラスのことを言うとなると、この辺が東京にも大阪にも名古屋にも行けるような住宅地として、この辺に居を構える方が、その駅周辺に、そういう方が増えてくるのかもしれないなというふうなことは思います。自然の景観に対してどんな影響があるのかとか、いろんなことを思うわけで、ちょっと、その辺のプラスとマイナスのメリット、デメリットについて、よく見て、メリットを大きくし、デメリットを小さくするようなことを注意していかなくてはいけないなというふうなことを感じております。

○7 番 (湯澤 賢一) 以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議 長 ここで暫時休憩といたします。再開を10時25分とします。

[午前10時12分 休憩]

[午前10時25分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで7番 湯澤議員より発言の訂正の申し出がありますので、発言を許可します。

○7 番 (湯澤 賢一) 先ほどの私の一般質問の中で、ちょっと認識不足がありまして、車の納入は村内業者の順番にというふうに申し上げたようであります。指名基準に基づいて厳正に管理していると、指名しているということでございます。つきまして、私の車の納入は村内業者を順番にという部分以下を削除していただきますようお願いいたします。

○議 長 次に、2番 高橋昭夫議員。

○2 番 (高橋 昭夫) 2番、私は、さきに通告いたしました2点について、村長、担当課長にお話をお伺いいたします。

まず初めに職場の活性化と意識改革についてということでお尋ねをしたいと思います。

曾我村政がスタートをして6年が経過いたしました。

思えば、当初は、合併問題に揺れ、村の将来はどうあったらいいのか、この役場、そうした中がどう変化したらいいのか、村民の多くは、変化というか、そうした部分、ゼロから見た中川村、あるいは外から見た中川村というような視点も含めて、来たいと、そういうものを曾我村長に持って誕生したと思えます。そして、そのことを職員皆さんと共有をして、村民利益を目指して日々努力をしていただいていると思えます。

そこで、5年が経過しまして、村長、2期目ということでもありますのでお伺いしたいと思えますが、その直面をする村が抱える少子高齢化対策、それから企業誘致、あるいは産業振興、そしてまた農業を核とした既存事業の発展、これは村長が就任をされたことから変わらない、これがどう変化するか、村長によって、そのことを期待し

てきたわけでありますが、何ていいますか、曾我村長のアイディアと、それから、大胆といえますか、提案、変革、ぼつぼつこの辺で出てきていいんじゃないかという思いを持たれている方も多いかと思えます。

そこで、民間会社から村長に就任をされて、中川村の状況が深く見えてきたと思えますけれども、外から見た中川村の視点も含めて、特に村の課題、問題点、また、今後の行政推進の考え方、その認識をお聞きしたいと思います。

○村長 当初、その最初、なったばかりのころにつきましては、なる前も含めてでございますけれども、やっぱ、財政問題が一番の不安といえますか、課題といえますか、財政的に非常に、その村の財政が赤字になってしまってやっていけなくなるんじゃないのかと、行政サービスが維持できなくなるんじゃないかというような不安が非常に強かった、その中での手探りであったわけですけど、おかげさまで、財政問題については、逆に健全化も少しできたかというふうなことを思っております。

現状の課題としましては、一貫して、お話があったとおり、高齢化ですとか担い手の不足というふうなことが中川村の課題だというふうに思っています。

どんちゃん祭りにつきましても、おみこしの競いの回数がですね、私が最初来たころに比べて随分減ってしまって、おみこしを下して花火を見上げている時間のほうがだんだん長くなってきたかなというふうな気もしておりますし、それから、田んぼのあぜなんかも、来たころは、本当、どこの田んぼも雑草がなくてきれいに刈り込んであったのが、うちが田んぼをやり始めて、うちだけが本当に雑草がいっぱい生えておって非常にかっこ悪かったんですけども、だんだん、中川村だけではないですけども、近隣も含めて、あぜの雑草を刈り切れないままになっているという田んぼも目につくようになってきたというふうに感じています。

そんな中で、この村のよさといえますか、そういったものが引き継がれて、持続可能にというふうな言い方を最近よく言いますが、引き継がれていくというようなことを考えなくてはいけない。そのためには、後継者の人が残ってもらわなくちゃいけない。そのためには、後継者の方が暮らしていける、その生活のめどが立つぐらいの、どんな工夫をすればやっていけるなというふうな状況、舞台をつくっていかなくてはならないというふうなことでやってきたつもりです。

そこそこ中川村の魅力について感じていただいてファンになっていただいた方というのは、いらっしゃるし、増えて入るといいうふうには思っています。決して中川村が、日本中に名前を売って有名になる必要はないというふうに思っています、中川村の規模に見合ったファン、しかも根強いファンの方を確保することができれば、それでいいんだというふうに思っています。

そういった意味で、ファンの——外のファンの方については徐々に増えつつあるんですけども、そこを、そうすると、そういう交流なんかもできつつあると思うんですが、なかなかそれを、いかに経済的のところまで手繰り寄せていくかっていうふうなところが、なかなか、今、難しいところではないかなというふうに思っています。いろんな村の魅力を生かした、農業の魅力だとか、食べ物だとか、おもてなしだとか、いろ

んなことをうまく、じゃあ、後継者が、じゃあ、うまくそれを生かして、利用して生活の糧にしようというふうなところまでは、なかなか行っていないのかなと、非常にまだ少ないんじゃないかというふうに思っています。ぜひ、村民の皆さんが都会で苦勞するのも、なかなか報われない苦勞ばかりのような気がしますんで、ぜひ、単に喜んでもらって、おもてなしをして喜んでもらって、交流ができて、ああ、よかったなあと、喜んでもらって、うれしそうな顔をしてもらったから、これで満足だっというだけじゃなくて、ちゃんと商売として、子育て世代も暮らしていけるような、その商売ネタになるところまで、もう一步踏み込んだ、ある意味いい欲を出してもらえるようなところをしていかなくはないかなという、その辺が、ちょっと課題だというふうに感じておるところでございます。

以上です。

○2 番 (高橋 昭夫) 確かな村政、そして、申されましたけれども、財政面、それこそ、村長、あるいは職員の皆さんが本当に真剣身を持ってやっておってくださって、これはよかったなあと、私は思っております。

私は、村長への期待というのは、先ほど申し上げましたけれども、村長が民間、あるいは大手といえますか、大きな会社の中に広い視野を持って仕事をされてきた経過があると想像しております。そうした方が、そうした曾我村長が、この行政に入って、行政っていうのは何かっていうと、村民は等しく、ちょっと、その思いというのは、何か固さがあるというか、何か近寄りたいたいというか、庁舎の中ですね。そして、柔らかさというか、そういう部分を求める、もう少し、それから暗さを感じるというか、その辺に元気、職員が元気になっていただく、そのことによって村が大変元気になると、こういう、私は原点だと思うんです。

そういう意味で、この村長が、この行政のこういう中に入り、庁内の基、中心に席を置いて、職員を見ながら、そして様子を探りながら、そして、加え、加えて現在に至っていると思います。

今、申しましたように、桃沢前々村長が、民間的な色素が大事じゃないかということで、職員を、村内の職場なり、その他、外に出して、まあ、ちょっと行って外の空気をかいで来いと、そういうような形の2、3日の、そういうものを持たれたときをちょっと思い出すわけでありまして、そういう意味からおいて、民間のにおいの多い村長が、この中川村の行政の、こうした理事の中心に立ってやっておられても、認識といえますかね、これは行政職員も変わると、そういう期待感があるんですけども、村長、当初の就任をされたときのあいさつを覚えておられると思いますけれども、こうあるんですね。就任のあいさつで「役場については、上司、部下の区別なく、だれもが問題点、改善点を提起し、みんなで仕事をよくしていく、そういう柔軟で活気のある職場にしてもらいたい。」と、こうあるわけでありまして。「そしてまた、人的サービス」これ、職員を指されると思うんですけども、「ずくによって頑張ろうとする村民が頑張りやすくなり、頑張りがいを実感できるようにしていきたい。」と、こう言っておられるわけです。

それで、この民営といいますか、そういう部分を期待する中で、私は申し上げたいんですが、民間企業というのは、厳しい競争の中にあつて常に自己改革に努め、心の緩みを、これは行政、営業成績に跳ね返りますので、従業員は一つの目的意識を持って創意工夫をし、無駄を省き、そしてまた、役場の職場環境とは大分違うかもしれませんが、そういう部分の認識を持って、一つ親切、そして柔らか味といいますか、そういう前進的なものを持ってやりたいと、こういう思いを持っておられると、それでスタートしたと、こう思いますが、今、経過をして、どんな思いかお聞きしたいと思います。

○村長 全体として、役場のあり方についてのご質問をいただいたのかなというふうな理解をいたしましたので、その理解で答弁をさせていただきます。

民間企業と行政と一番違うところは、民間企業は自分たちの金、株主の金かもしれませんが、そこで、経営の立場で、ある程度スピード感を持って、この市場の動く中ですね、投資なんかも、ある意味、そのリスクを負いながら投資をしたりというようなことを、こう使ったほうがリターンが来るとかですね、その辺は、ちょっと、ばくちとは言いませんけども、リスクを負いながらの判断をしていくというところがあります。

それに対して、行政の場合は、もうご存じのとおり、村民の税金というものを預かっておるし、その中で平等にやっついていかなきゃいけないし、筋が通った形でやっついていかなきゃいけない、いろんな恣意的な使われ方をしないように法律的にもいろんな縛りがある、その中でやっついていかなきゃいけないというような仕組みがあります。それゆえ、そういうところではですね、しゃくし定規にならざるを得ないし、また、行政が恣意的にですね、いや、それは大変だから、あんたにはこうします、まあ、あんたは、いろいろゆとりがあるから、これでいいだろうみたいなことを行政が勝手にさじをやりとりするようなことがあつては非常にまずいことになるかと思うので、その辺は、随分違うところだというふうに思います。いろんな手続もして、合意形成なんかにもしていかなきゃいけないというようなところがあるかと思ひます。

それから、競争原理ということにつきましては、競争っていうのは、企業なり個人なりを競争されるわけですね。競争させる、その中で、ある意味、淘汰されてしまうんじゃないかという恐怖心に基づくところの頑張りみたいなもの、競争を期待するというふうなところで、根本的に恐怖心プラス利己的な動機というものが、一番そこにはある、その、にこにこ笑ってお客様に接するっていうふうなことは、そのことによつて自分の成績が上がるというふうな、そこまでの裏があるわけですね。それに比べて、行政の仕事っていうのは、本当に、もう単純に村民の福祉を目指すということでございますから、村民の皆さんの福祉を充実させることができたというふうなこと自体にとともに喜ぶことができるっていう、その、もっとシンプルで素直な喜びは持てるんじゃないかなというふうに思うところでございます。行政の仕事のほうが、本当を言うとやりがいも感じられる、民間の仕事で、その、私がつつたら余り、語弊があるな、これは意義がある仕事だと思わない仕事でもやんなくちゃいけなかった

りっていうふうなことがいろいろありますから、そういった中で、行政の仕事っていうのは意義を感じやすいのではないかなというふうに思っています。

そんなことでですね、村民がそういう気持ちで——村民がじゃない、役場の役職員がそういう気持ちで、住民のために、その生きがいというか、やりがいを感じながら仕事ができるようにしていかなきゃいけないんだなというふうなことは、今、ご指摘をいただいて、思っているところでございます。

単に、その任務として与えられたものを去年どおりにこなしていくということではなくて、今の状況において村民の皆さんのためには何をすればいいのかということを考えていく、そういう意味でいうと、若干、その民間に比べて、役場の仕事っていうのは、もっとスピード感を出して柔軟にスピード感を出して、その動機は競争原理ではなくて、村民の福祉のためには、今の時代の福祉のあり方、利益、村民利益の実現の方策については柔軟に考えてやっついていくという、スピード感を持ってやっついていくところを、もっとあつてもいいのかなというふうなことは思ひます。

役場が暗いか明るいかっていうのは、それぞれの主観的なところもあると思ひますけども、結構いろんな声は、役場の庁内1階、笑い声も含めて、余りそんなことを言うと不謹慎だと言われるかもしれませんが、いろんな声が飛び交っておりますし、私自身についても、その不適切な発言をしたときに「村長、そりゃあ違う。」とこつて起こられることもよくありますので、そんなに、こう、何ていうんですか、自嘲して、頭を下げて、背を低くして、風当たりがないように、みんな気にしながら、びくびくしながら仕事をしているっていう雰囲気はないと思ひます。

ただ、もっと活発にスピード感を持ってやれる形のほうが、それは当然いいので、そんなふうに思ひます。

○2 番 (高橋 昭夫) 日々のお仕事の中に、その確かさを持って、熱意を持って、深く一生懸命やっておつてくださること、これは感謝申し上げます。

何ていいますか、村長、初心に戻るっていうことがありますけど、先ほど、民間っていう方とちょっとニュアンスの違う形でのスタートがありました。職員に向けてのあいさつっていうものがあります。それを見ますと、すごく弾力的で、ですから、やるときは、やっつて、そして、あるときはのどかに、私なんかも、こういう正確なもんですから、明るいにこにこいいますか、そういう目であれしますと、「おい、どうも。」って言って、「元気かな。」っていうような、「元気ですか。」っていうか、元気ですかより「頑張っている？」とやるんですけども、それを村民も、やはり、そういうような形の中に、自分が言いたくもない、そういう心配を抱えていても、ああ、これは話せるな、聞いてもらえるなという形のもものが常に持っているような、思ひます。そういう認識を、私は持つていただくことがすごく大事だと思ひます。

それで、村長の、ちょっと、この当初の職員に何を言ったか、ちょっと申し上げますが、許していただきたい。ちょっと長いですけどね。

今後、一緒に働きながら、私は、さまざまな仕事の局面で長期的村民利益という

尺度に照らし合わせ、疑問に思ったこと、思いついたことを率直に皆さんにぶつけることになるでしょう。職員に皆さんにですね。もちろん、私の不勉強、早とちりも、きっとあるでしょう。職員の皆さんは、どうか、我慢強くつき合って説明していただき、その仕事のやり方が正しい進め方であると私を納得させてください。私としては、じっくりと話を聞いて、よく観察をして、仕事を理解し、把握するところから始めたいと思っております。そして、皆さんは「これはよくないでしょう。こうしたほうが長期的な村民利益に適するのでは。」と思うことは、遠慮なく問題提起をしていただきたいと思います。自分の担当分野において疑問点や改善点があると気づきながら提起しないなら、それは職務怠慢に当たります。その分野の改善を滞りなくですね、やってほしいと、それを提起しながら、私は、含む上司からの指示に対しても、担当者として問題があると感じたら、どんどん指摘をしてほしいという、その開かれたものを持っておられるんですね。必ずしも自分だけで解決する必要はありません。少なくとも、問題点、改善点がみんなにそれとして意識されるようにしていただきたいと思っております。できっこないとは決して言わずに頑張っしてほしい。

こう言っておられるんです。その辺が、ある意味でやる気っていいですか、その気持ちの持ち方っていうものがすごく求められているし、村民にすると、そういう思いというものは、うれしい人だなあって、私は、そう思うんです。ですから、今も、皆さんそれぞれに努力をされていることはわかりますが、ちょっと、村長、リーダーがかわったところで、5年も経過していますが、ああ、中川の役場もちょっと変わったなあという、何でもないことですけどね、それは、たとえを申しますとね、こういうことなんです。言葉一つ、役場の職員の方、悪い意味ではないですから誤解をしてもらうと困るんですけど、言葉一つにしましても、素人ってというのは行政用語っちゅうのはわからないんですね。それで、民間ってというのは、また違うと思っております。総務委員は、ちょっとなじめないところがあります。それで、全くわからないと、役場にいる人たちは、言葉をね、こう、噛み砕いてやってもらいたいと、素人はわからないんだにといいますかね、そういう部分のもの、意識改革というのは、そんな小さなところから始まると、そういうふうに、私は、そういうところに望みを持っているんです。

そしてまた、私は、役場職員の方は、3年ぐらい、最後には異動されますね。それで、3～4年前に厚生文教委員会委員が視察に松本市へ参りました。社会教育です。その折にどういうことがあったかっていいますと、任期3年を終えた、その後の職員の思っているものはすごく大事にしなきゃいけないと思うんです。任務を終えて次のところへ行きますとね、それに専念をする。そして、前座、今までの形には声を出してはいけなくて、あるいは、横の部署の違うところへ、その要らんことを、そういう形をやっちゃいけないという思いがあると思っております。だし、それは、大事なことなんです。しかし、1年に、その松本市の社会教育の担当の皆さんの話をお聞きしまして、トップがですね、今までそれに携わった人を、角度を変えて、例えば公民館の主事でも、あれですね、携わった人を集めて、今までの知恵を吸収する、時が経過し

ても、やはり役場職員としてはいろんな感想を持っている。そのものを聞かせてほしいという弾力的な角度を変えた意見集約という、そういうものを持ってやっているのを、私はすごく印象に残ります。そういう角度を変えた、もう優秀な職員の皆さんですから、一人一人の英知を結集してことに当たっていただくっていうことを、私は大事じゃないかと思えますし、望みたいと、こういうふうに思っています。

今のお話の中で何かどうでしょうか。私は、前向きにといいますか、角度を変えてね、そこのとは、些細かもしれないけど、大事にしていきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○村 長 比較的大きな市なんかの場合は、やっぱり、例えば職員なんかでも、ジェネラリストといいですか、いろんなところを経験しながら、全体が見えるような形になっていくようなキャリアを積んでいくような人もいらっしゃるでしょうし、特定のところで専門家として頑張っていくような形の人もいらっしゃるっていうようなことがあるかと思っております。

ただ、中川村の場合は、いろいろと職員数も減らせみたいなのを言われておって、なかなか少ない中で回しているというふうな現状がございまして、専門家、スペシャリストを育てるっていうことが、そんなに簡単ではないというようなことございまして。

また、逆に、ちっちゃい役場でございまして、コミュニケーションの部分につきましては、例えば課長会の中なんかでも、担当課長じゃないけれども、おれんときはこうだったとか、そのとき、おれは、この仕事で、現場でやっておったけども、こんなことがあったぞみたいな話とかは出てくることございまして、何ていいますか、おっきな役場とは違う、そういうコミュニケーションのよさとか、その経験の共有みたいなことはしやすい部分もあるのかなというふうに思っています。

こんなことでよかったですでしょうか。

○2 番 (高橋 昭夫) 私は、前、以前に朝礼をやらないですかというお尋ねをしたことがあります。そのときに、ぼっさり、すっきりと、いや、それは、やりませんと、なお今にして、朝礼は、やられません。

今度のあの震災がありましたけど、私たち、お互いは認識を改めるといいますか、この震災が起きて、日本の将来をきちんと見直さなければならぬとかですね、そういう部分においては、全く角度を変えた主権っていうものが大事だと思います。

中川村においても、きちんとした将来像を持つ、こう求められるときがきている。つまり、転換期だと私は思っています。

そういう意味で、リーダーは、何かそういう目標というものを持っておって、そして、この村の特徴を生かしながら、これは村長もおっしゃられておりますが、豊かな自然を生かして、これからどう見据えるか、その部分においては、村長として、その願い、思いを職員に、私は語ってほしいと思うんです。そういう思いというのは、村長は、やはり感度はいいかもしれませんが、職員に、例えば、今度、震災があつて、こうでこうだが、ああだ、こうだと、これ、朝礼でやられないっっちゃうことは、どこ

でやるんですか。つまり、リーダーとして職員の皆さんに話題を豊富に、その提起したり、あれやれ、これやれじゃなくて、何となし、朝礼で、ああ、今度、震災があったけれども、村長は、こういう感度で、こうやっていくのかっていう、多少おぼろげでも、その中に未来が見えてくるような、何か、そういうものっていうのは、職員の皆さん、関心持っていると思いますから、朝礼を、朝礼でなくてもいいんですよ。しかし、そういう部分のコミュニティーというか、そういうことが求められるというふうに思うんですけれども、村長は、みんなで和して語るという形に関しては、どういう認識を持っているかお聞きしたいと思います。

○村長 震災の影響といますか、それと、その村の方針とのことを申し上げますと、前々から申し上げていた村の予算みたいなものを大事にする、そのいろんなことの資本とかに頼るのではなくて、我々自身で村が持っている伝統的なもの、魅力とか、いろんな文化とか食べ物とか、お祭りだとか暮らし方だとか、そういうふうな村民の魅力、暮らしの魅力みたいなものを大事にして、それを喜んでもらうようなことをすべきだというふうに言い続けてきたつもりですけども、今度の地震と原発の事故によって、ますます、そういった魅力、そういったものの価値というものが評価されるような時代にだんだん変わって、さらに変わっていく、時代の変わり目として、そちらのほうの評価が高まるようなことに動いていくのではないかなというふうに思っておって、期待もしておるし、このチャンスを生かさなくてはいけないというふうにも思っているところでございます。

朝礼をするべきかどうかっていうのは、いろんなスタイルがあるかと思えますので、私向きではないかなというふうな気はしております。いろんなところで、節目のところで、今のような考え方なりはお話をできておるつもりでございますので、本当にいろんな、何ですかね、年度初め式、それから年度の終わり、年末年始、それから予算の説明会とか、いろんな形ですとね、職員の皆さんに全体的にお話しする機会は、ちょくちょく、しばしばございますし、そういう中でもお話をしているところですけども、それを朝礼という形でやるのが、何か、あんまり、照れくさいというか、ほかの形でやっていきたいなというふうに思います。

○2番 (高橋 昭夫) 今の災害のお話なども、言い続けてきたと言われました。今のようなお話が、やはり、職員は、多少肌身に感じるというか、そういうことはすごく大事だと思うんです。行政は。つまり、例えば1日とか、そういう形じゃなくても、月ごとの構えというか、そういうものを職員も構えと、こういうことについては、私はすごく大事だと思いますが、朝礼なしでもですね、村長、いわくは、言い続けてきたと、それが染み渡っていると、こういう形であれば、それはそれで結構であります、前を向いて頑張ってもらいたいと、こう思います。

それから、あいさつの件であります。

民間企業では、あいさつで一日が明け、あいさつで終わると言われるほど対人関係を重視し、役場にとっても、あいさつを通して住民とのコミュニティー、連帯感を大事にしなければならないわけですが、村長は、明るい庁内、あいさつによる奉

仕感と、どう考えておられるかということでもありますけれども、これは、先ほど話もありましたし、前村長、もともと村長も言っておられます。職務に専念をすれば、それで来た、その都度にあいさつはできません。そんなことはわかっておるんですが、そういう意味は別として、中には、今、パソコンありますから、みんな下を見ていますからね、ですけども、やっぱし、人が見えた、これは、窓口の人たちも一生懸命やっておられますけれども、総じて、何ちゅうか、いらっしゃいませじゃないですけどね、余り行きたい場所じゃないって村民は言っていますけど、そうでなくても、用が必要で行かれるときありますから、そういう折には、何ちゅうか、そういう部分の迎え、ご苦労さまです、あるいはご苦労さまでしたっていうの、やっております、今も、やっておりますけど、その心の実のように、これ、何ちゅうかな、すごく難しいですけど、そういうちょっとしたことを、案外、村民は思っておるんじゃないかなあと、そういうことを言う議員も一人ぐらいおってもいいのかなあと、こういうことであれしていますが、今、申し上げる明るい庁内、先ほども暗いって言いましたけど、暗いっていうか、一生懸命やっているとあなるのかもしれませんが、あいさつによる奉仕感というものをどう思っておられるかお聞きしたいと思います。

○村長 あいさつ、なるべくするようにしたいと思います。

○2番 (高橋 昭夫) 本当、そうだと思います。職員の皆さんは、それは、構えて、急にあいさつなんつうことはできません。しかし、本当は、やりたいけれども、やる雰囲気がないと、そう思って、ちょっと自粛しているっていうか、そういう職員もおられるかもしれません。ひとつ和やかに、こうやってもらいたいと、そういうことを希望するわけです。職員の皆さんの個々の持てる能力を最大限に発揮していただく、職場全体が意識改革に燃え、伸び伸びとした明るい職場になっていただくように希望して、次の質問に入りたいと思います。

東日本大震災と三六災、その関連であります、過日、3月11日に地震が、東北といいますが、ありまして、この庁内におりまして、2階におりまして、私ぐらいでしようけど、3人ぐらいが外へ出ましたね。あとは、やはり、皆さん、どしっとして構えて、テレビへ向けて足を向けておられましたけど、この震度4というのは、どういうところで確認とれたか、テレビなんですか。そこんところをちょっと聞かせていただきたい。

○総務課長 テレビでございます。

○2番 (高橋 昭夫) 震度4という形での対応といますか、何か動きが——あ、それ前にですね、きのうのお話の中にありましたけど、この震度計が作動しなかったというお話がありました。その内容、詳細を、ちょっと部分的に、途中で切ったとかいうお話がありましたけど、大変な責任だと、震度によって動きますからね。中川村は震度4、5、例えばですね、きょう、今、震度5が発生したらどう動かれるか、その初動をお聞かせいただきたいと思います。今ここで起きた場合。

○総務課長 ご質問の震度5以上の地震が起きたらどのような行動になるのかということですが、地域防災計画の震災対策編、第3章、以下省略いたしますが、その中で規

定をしてございます。震度5弱及び震度5強の地震が発生したときには、警戒態勢をとるということになっております。警戒態勢ではどういうことをするかということですが、まず情報収集を行って、応急体制を準備をすると、状況により災害対策本部を開設すると、こういうことになっております。

○2 番 (高橋 昭夫) 地震が発生をして、職員が全員集まるというときは、どういうときでしょうか。そしてまた、課長が集まるというとき、課長といいますか、その範囲ですね、それが、震度5なり、どういう判断で、どういうふうに動くのかご説明をいただきたいと思います。

○総務課長 まず、その状況が発生したときには、事務局になります総務課長が本部長である村長に伺い、指示を仰ぎます。仰いだところで職員を集めて、対策本部を設置するとい判断が下った場合には、副村長、教育長及び各部局長が担当課長になっておりますので、この皆さんに連絡をして態勢をとると、態勢をとるとというのは、しかるべきところに集まるということでございます。以下、部局長は、5程度でありましたら、この災害対策編の中に示されておりますのは、非常態勢ということになりますので、総務班、総務部総務課関係でございますが、ほぼ全員になりますけれども、あとの部局につきましては半数程度の人数がその態勢をとるというふうになっております。

○2 番 (高橋 昭夫) 今回のここにおいては、遠方震源でありますけど、震度4でありました。その折の初動は、どのように置かれた、つまり、今、申されたように、昼間の場合ですけれども、村長、副村長、教育長、そして課長おいでになりますけれども、4のときは、この村においては何か動きがあったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○総務課長 震度4は、この先ほど申し上げたかどうかわかりませんが、地域防災計画の中では、警戒一時態勢を引くということになっておりますので、方向としましたら、私も、きのう若干申し上げましたが、総務課長が村長に仰ぎ、副村長、教育長等と、村長に仰ぎ、その段階では、対策本部をつくるというふうには、指針にはなっておりませんので、被害状況、特に子供をお預かりしている部局、保健福祉部、それから教育関係部、名称が、ちょっと、すみません。教育部ですね。教育部については、まず、被害状況と安否確認を早急にとるといふような指示がありましたので、総務課長のほうから、そのことは担当課長のほうに伝えたと、そういうことでございます。

○2 番 (高橋 昭夫) 震度4が出ますと、防災無線は、放送、必要ありませんか。お聞きしたいと思います。現実、4が発生したと、この後において、そういう意味で気をつけろといいますか、そういう部分のものが今回は流れなんだと思うんですけれども、それは必要ないのでしょうか。確認をさせてもらいたいと思います。

○総務課長 防災行政無線につきましては、あのときは、お流しはしませんでした。4月1日以降、震災、地震だけではなくて、重要な何かがあったというところに対応するJ-ALERT(ジェイアラート)というものを設置をいたしまして、ここの中で、震度が4ないしは5の状況になったときには、自動的に放送が流れるように現在はしてございます。

○2 番 (高橋 昭夫) そうしますと、震度4は自動放送が流れるわけですね。発生したっというか、注意しろと促す啓蒙。

○総務課長 これは、4のときに手動でもできますけれども、正確なことを申し上げますと、受信は入ります。放送は切りかえができて、震度4の状態でしたら、今のところ、すみません、訂正をさせていただきますが、手動で放送を流すようにしてあります。5のときには、自動で入って自動で流れる、こういうふうにしてございます。

○2 番 (高橋 昭夫) 松川町では、震度4で自動放送が入ると、こういうふうになっておりまして、この間のときには、私がちょっとお聞きしたら、課長が集まったということをお聞きしております。その部分のものを、やはり確認をしていただくといいですか、そういうことが大事でしょうし、先ほど申しました野外の告知といいですか、その放送というのは、やはり認識を持つ意味で、現在、今度の災害においても、これで終わるわけではなくて、この後に6が来るとか、わからないという、そういう危機意識を持って事に当たるといふのを、きつと、今の言われる、その地域防災計画の中にもですね、それがありますけれども、4、5は、まちまちなんですね。大鹿、あるいは栄村もそうですけれども、そういう部分で確認をしていただきたいと、こう思います。

その栄村にお聞きをしてみますと、今度、地震があって、今も混濁の中で動いておりますけれども、こういう中に、どう、反省として何があるかという、私、お聞きしました。そうしましたら、防災訓練が大変役に立ったと言っていますね。それで、それは自発的ということ、私は、きのうも質問、いろいろありましたけども、防災訓練というのは、非常の場合にどこに集まるとか、第1避難とかね、何かあると思いますけど、そのものは、やはり訓練の中に、やっぱり必要なことじゃないかっていうふうに、ちょっと思っているんですけれども、それで、あれなんですよ、地域は、そういうふうで、徹底をなしてやったようです。やりましたね。夜でしたけど。

しかし、問題は庁内だったというんですよね。庁内が混乱しちゃってね、どうしようもないっちゃんです。ですから、そこらの辺の初動っていいですか、最初のときの庁内の態勢、先ほど申しましたように、職員が集まる、あるいは課長が集まる、その後に、学校だとか、もろもろの連携といいですかね、そういう部分のものは大事だと思いますけども、その防災の訓練はなして、庁内のもろもろというもの、先ほど申しましたように、発生しましたらね、即の対応というもの、危機意識を持ってやっただくっていうことを希望したいと思います。

それから、もう一度、もう1つお聞きしたいのは、夜の場合ですね、例えば、きょう、きょうといいですか、あしたの朝2時に5が発生したとした場合には、夜の場合に、どういう、何ていうんですか、初動といいですか、どういう態勢に動かれるのか、夜の場合ですけど、お聞きしたいと思います。

○総務課長 いきなり震度5とか6の地震が来たという想定でしょうか。

○2 番 (高橋 昭夫) うん。そう。

○総務課長 うちに帰っておりますので、寝ております。そこで、宿直がいます。宿直だけではなくて、J-ALERT(ジェイアラート)の放送を通じて、地震だということで、

地震が発生しましたという放送が流れます。それで気がついて目が覚めるか、もしくは宿直のほうから総務課長のほうに連絡が来ることになっておりますので、後の動作については、まず、これも、風水害もすべて一緒です。この局面によっては違いますが、本部長になります、対策本部長になります村長にすぐ伺いをとって、震度5想定なので、どのようにしたらいいかという指示を仰ぐと、先ほど言ったような形で集まれということになりますけれども、ただ、地震がひどくて、その中川村役場に夜間に緊急に集まれるかどうか、担当課長が、という問題は残るかと思っております。

○2 番 (高橋 昭夫) 今、お話ありましたように、夜は県から宿直室に入りますね、これは、地域防災計画の中にも。そうしますと、職員の、これは重責だと思います。それによって動きがありますから。夜っていいますと、今、宿直の皆さんも一生懸命やっておってくださるけれども、防災の関係からして、大鹿などに聞きますと、宿直員は職員がやっていると、こういうことであります。防災、このようにっていう形になりますと、そういう、何ていうか、動きの対応性において、宿直で、ここの役場でも宿直やっていたからね。やっていたけれども、それでいいのかもしれませんが、宿直の重責、そして、その後、先ほど言われましたように、村長、副村長、担当係、そして教育長まで行きますし、のことですが、宿直は、今、職員でない方が当たっておられると思いますが、その辺の認識、徹底っていうのは、どう、そういうふうには動いていただくようになっていきたいと思いますけど、確認をさせていただきます。

○総務課長 先ほど申し上げましたとおり、夜、そういう地震が来た場合には、私のところに連絡をするようにということになっておりますし、警報が、実は、この間も、私、うちにおりましたら、洪水警報が出たときには連絡をいただきましたので、そういう態勢でやっております。

ファックスがですね、危機管理室、長野県の危機管理室のほうからも入りますので、それによっても、宿直の方に確認をいただいて連絡をしてもらうというふうな体制には、今のところ、なっております。

○2 番 (高橋 昭夫) 防災の、これは確定、いつ、どういう大きいものがあるか、ここも東海沖の直下型がありますからですけど、どんな大きなものがあるかわかりません。ここが局になっております。本部になっていきたいと思いますけど、中川村においては、防災計画、地域防災の中においては、片桐も、ここがだめな場合っていうのもありますからね、それは、片桐に、文化センターになっております。そこには、非常用の放送とか、そういうものの完備はされているのか、ちょっとお聞きしたいとお聞きしたいと思います。

○総務課長 防災行政無線のお話かと思えますけれども、そういったものの中核は役場にありまして、ですので、ここの機能が破壊されてしまった段階では、本部を移したからといって使えるものではないというふうには思っております。

○2 番 (高橋 昭夫) その辺は大変大事だと思います。非常の場合にというのは、今度のような体験の中においては、そのことはすごく大事だと思います。また重視していただきたいと思います。

それから、今回の震災で、携帯が大変込み合うと、そういう形においては、今、総務課長も、時によっては来られない、天竜川を渡るっていう形ですから、沢があったりいろいろで来られない場合があると思えますけれども、そういう緊急時における特殊な緊急、これは、もう優先的につながるというのは、そういうふうになっているんですよね。ちょっとお聞きしたいと思います。幹部の皆さんです。

○総務課長 緊急時にメールが入るっていうか、放送が入る、放送といたしますか、携帯電話を通じてメールで電文が流れる仕組みがありますので、今回の震災でも、一つは、電話はなかなか利用できませんでしたがけれども、メールは何とか通じるということもございましたので、そういう機能は使えるかなというふうには思っております。

○2 番 (高橋 昭夫) 思ってもみない地震、それが、しかも遠くだから関係ないと思っていましたけど、ここに4が起きたということは、東海直下型も抱えておりますから、そういう部分を大いに、私、今度の震災における新聞とか、そういうようなものも、先ほども栄村の担当者が、やっぱり広報がうんと大事だっっちゃうんですね、広報の担当者が。そして、大いに、その対応をするっちゃうか、キャッチしてやらないと動きがとれないっちゃうんですね。それで、それを向こうへ報告もするし、そのものの、いろいろ対応する向きのも、写真を取り、どうのこうのっていうのも、うんと大事なようですね。ですので、それをもとに置くっていうことが悔いに残っているってことで、今、そういう動きでやっているようですけども、そのことを思います。安心の村づくりというために、極力、オーバーになるかもしれませんが、事を大きくとらえて頑張ってやっていただきたいと、こう思います。

三六災害ですけども、きのうの中で、私はちょっと苦になりましたが、三六災害のこの震災というものは、村をおいて大変な、大鹿に次ぐ被害があったという形の認識というのが、どうも幾らか薄いのかなと、こう思えますけれども、総務課長は、2～3年といたしますか、その災害の後に、災害誌といたしますかね、そのものがあると、そうしたらね、課長さんいわく、これに勝るものはないと言われました。しかし、現実、そのときの、そのっていうもの、それも貴い、大事だと思います。しかし、時間が経過してみても、私は、そのままの、きのうもいろいろなご発言がありましたけれども、やっぱり、そのものを体験記録とか写真収集っていうのは、すごく大事だと思いますけれども、美里にどういう、川の鉄砲水が出ましたけど、ご存じでしょうか。総務課長さん、お願いします。

○総務課長 美里、黒牛に鉄砲水が発生をして2名の方が亡くなったという記述は読みました。あそこの沢がどこだったのか、名称は、すぐはちょっと申し上げられませんが、そういうところは読んで理解をしておるつもりです。

○2 番 (高橋 昭夫) 今回の企画といたしますか、したものは、飯田やほかの他市町村、大変にいろいろな、新聞の中によっては大きく取り上げられておりますが、中川村は、この莫大な被害を受け、集団移住も事起き、しかし、それを取り上げているのは、まことに少ない、これは、どこか情報が抜けているのか、そういう提起をするっていうことがちょっと浅いのかなと、こう思いますが、大谷沢はどういうふう被害があ

○総務課長 ったか、短時間ですけど、ちょっとお聞きしたいと思います。
大谷沢では、中組のその大家の地区、それから、ずっと下流に行って、今錦、米沢酒造さんの横からずっと下流のほうまで行きまして、あそこの何ていいますか、今ある坂戸旅館さんの下、大谷沢の流れ出す、天竜川に注ぎ込む所に銀月という料亭があったんですけど、それがそのまま流れたということで、田畑の水没があったということも聞いておりますけれども、深くどこがどういうふうな災害があったかということは、そこまでは理解はしておりません。

○2 番 (高橋 昭夫) 災害といいますと、本当、集団移住、だれでもがわかる四徳、桑原を指しますけれども、そうでない、え、こんな所についていうふうなものが現実にはあったということ、そして、その現実体験者が、まだ多くおられるということ、これは、やはり、来年ってことは言わずに、こういう年だからこそ熱気を持って取材をしていただくってことは、あす、また未来、将来の災害に役に立つのではないかと、こう思いますので、積極的に、熱っぽくやっていただく、前向きにやっていただきたいと、こういうふうに思います。

どんちゃん祭りがありますけれども、私は、ちょっと思います折に、あの集団移住をされた皆さんの思っているものに、ちょっと馳せて、思いを、助の心でやってもらいますと、ふるさとへ帰る機会がありません。ふるさとがないわけです。心のふるさとになっております。しかし、何か行政なり、そういう企画の中に、来るチャンスがあるかもしれない。その折の語り部ってというのは、また何か取材していただければ、もっと実りのある、そういう尊い時間かと思うんです。ですから、余りものを用意して、招待とか、そういう形の固いことは申しませんが、そういう折に、被災で出られた皆さん、どんちゃん祭りがあるので来てください、もし、よろしかったらという形で、金がないから、親戚でも何でもいいけれども、やっぱし、そういう、私は、柔軟な心向き、心馳ってというのは、すごく大事だと思うんです。そして、そういう方が、あのどんちゃん祭りのステージで、もう、四徳なり何なりに、こと、今、聞かれない歌などを披露してもらおうとかですね、何か食べる物、手づくりの、そういう向きのものの中に、ふるさとの中川村は脈を持って生きてくるんじゃないでしょうか。そういう形をお願いしますし、そういう企画を前向きに、ひとつ、私は、やっていただきたいと、こう思います。

時間がありませんので、その三六災害を振り返りますと、中川村は、鉄砲水がありましたし、土砂崩落といいますか、これが大変だった、つめ跡は、もう、写真に出ておりますけど、それごとくして、山林管理といいますか、私は通告に、この元気の出る造林管理ってありますけれども、つまり、先輩の皆さんのお話ですと、山はたくさんあるけれども、80%に近い山はあるけれども、この地力のある、力のある木っていうものはないらしいですね。災害に受けたものがないと、こういうことを言われております。やっぱし、木に、山に目を向けて、山を大事にするっちゅうことは、水も大事ですし、災害のための、本当、防御になると、こういうことでありますので、と思えますが、山管理、もろもろ、ちょっと突っ走りましてけれども、三六災害の、そう

ですね、山、80%ありますので、最後ですが、元気の出る木というものに、議員もですね、回らなきゃいけない、それは、山の様子を見るってことは大事ですし、職員皆さんにも、大いに行っていただいて、ああ、山がこうか、そして、高い所から村を見下げて見ていただくとかいうのは、決して実りのある時間だと私は思いますから、と思えますけれども、元気の出る造林管理といいますか、保安林とは別になるかもしれせん。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。最後です。

○総務課長 山林管理から、三六災害の土砂崩落の一番の原因、大きな原因であった、やっぱり谷筋に根の張りの弱い針葉樹を植えたことが被害を大きくしたというお話を、この間の文化センターで行われましたリレー座談会の中で北沢先生がご指摘されておったことかと思つて、私も印象に残っております。防災につながるような人工林というか、山のつくり方、こういったことのあるべき姿が、これからわかっていって、造林から山の管理といったものが、皆さんが目を向けていければ一番いいのかなというふうに思いますが、一つは、木材価格が、今、低迷しているような現状でございまして、これに耐えて、なお元気の出る造林、林業経営っていうものは、どういうふうにできるのかなあというふうなことが非常に心配されるということは思います。ちょっと、それ以上のことは、なかなか申し上げられませんので、以上でお願いしたいと思います。

○2 番 (高橋 昭夫) ちょっと先ほどは失礼しましたが、質問にちょっと落ちがかりまして、教育長さんにお伺いしたいと思います。

三六災害の資料というものは莫大な物があると想像しております。保管をされ、そしてまた、それをどう生かすかという形は、多分に大事なことかと思つて、これからの企画の中についていいますか、大いに砕いて、また、私どもに生きる、それが社会教育だと思つておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。ちょっと、答弁はあれしませんが、言つてくださる。すみません。

○教育長 昨日の村田議員のご質問にも若干お答えをしているわけですが、特に歴史館の関係では、被災状況の写真というものは残っているわけですが、復興関係、あるいは復旧にかかわる資料、写真ってというのは、残念ながら保管はされておられません。

写真集、写真の収集等につきましては、昨日もお話をいたしましたけれども、10月半ばから歴史館におきまして特別展を計画しておりますので、その際に、今までに取材をしていないような被災体験の方々への聞き取りをしたり、また、そういった体験記録の収集を行い、また、まだまだ持つておられると思つて個人の写真等も借用したり、また、提供いただければ提供いただくようなことを呼びかけて、可能な限りの収集をして特別展に備えていきたいというふうに思つておりますので、お願いします。

以上です。

○2 番 (高橋 昭夫) 終わります。

○議長 これが高橋昭夫議員の一般質問を終わります。
次に、9番 竹沢久美子議員。

○9 番 (竹沢久美子) 私は、さきに通告しました「防災計画の見直しと自然エネルギー活用応援施策を」、2点目としまして「合併浄化槽設置者への法定点検・保守転換に助成を」、3点目といたしまして「美しい村連合の村内組織立ち上げを早期に」の3点をお聞きしたいと思います。

最初に「防災計画の見直しと自然エネルギー活用応援施策を」ということでお聞きしたいと思います。

3月11日、午後2時46分に東北地方太平洋沖で発生したマグニチュード9.0の巨大地震と津波は、福島原発事故を伴う大災害を引き起こしました。災害発生から3か月を経ても、いまだ多くの死者、行方不明者がおり、被災者は避難所での生活を余儀なくされています。亡くなられた皆様のご冥福をお祈りし、避難所や慣れない土地で暮らす被災者が一日でも早く日常を取り戻すことができるよう願っています。

この日を境に人々の価値観も変化しています。大切なものがお金や物から命や人のきずなとなっています。

また、本年は、中川村が壊滅的な状況となった三六災害から50周年目の年でもあります。

2008年、平成20年に中川村地域防災計画の見直し修正がされ、ハザードマップも全戸に配付されております。

しかし、今回の大震災を目の当たりにして、防災計画の見直しと村民への周知徹底が必要だと感じております。

多くの皆さんが質問されておりますので、何点かに絞ってお聞きしたいと思います。

まず1点目としまして、防災計画に原発災害追加をするということについて、先ほど、きのうの答弁でもありましたが、福島原発事故は、いつ終息するか見通しもつかない状況です。昨日の村長の答弁の中で、まず、原発、放射能に対する防災事項をつけ加えることは強調されました。

しかし、国の指針が出されなければ取り組めないやに聞こえましたが、私の解釈が間違っていますでしょうか。

○村 長 実際の問題としましては、やっぱり、今まで全然全く想定もして、それこそ、特にこの地では、原発周辺の自治体においては何かしらの対応ということを考えていたとは思いますが、中川村において原発、放射能の被害を受けるということは全く考えておらなかったというところがございます。ですので、ちょっと準備もできないところもありますし、また、もろもろ、一番基準が、今、緩められているということが大変不安ではあるんですけども、その辺の基準についても、しっかりした、本当に住民の命と健康を考えた基準でもって基準をつくっていただいて、それに合わせた形での対応、それから、それだけじゃない、いろんな対応が必要になってくると思いますけども、テレビ等々、報道を見ながら、こういう問題もあるなというふうなところについては考えておきながらも、そういう断片的なものではなくて、一つの全体的な、何ていいますか、たたき台みたいなものは、やっぱり、それがないと、結構、落ち度のあるようなものができてしまうのではないかなというふうなことを思っております。

○9 番 (竹沢久美子) ただいま答弁いただきましたけど、私は、今の状況の中で、また、浜岡原発の100km以内というようなことを考えたときに、やっぱり、国の指針待ちでなく、基礎自治体としてできることから取り組むべきではないかと思っております。何よりも村民の健康や安全が脅かされることを防止することが自治体の責務だと思っております。

現に松本市では、合併により、本年度、地域防災計画を見直す予定だったが、東日本大震災により国や県の基準が大幅に変更されると考え、独自指針の作成に着手したとのことです。

6月7日付の中日新聞の報道を見ますと「市の危機管理室によると、従来の地域防災計画では市内の病院や研究所で使用するエックス線装置などが地震で被災した場合の対処法しか記載されていなかった。今後の計画は、指針に基づき、東京電力刈羽崎刈羽原発や中部電力浜岡原発などの事故を想定する。危機管理室の担当者は「チェルノブイリ原発事故の場合、原発から300km以上離れていても汚染が深刻な場所であった。いつどのような事態が起きても市民の命を守るよう指針をつくりたい。」と話している」との報道です。

小さい中川村で松本市のような対応はできないと思いますが、この報道を見ますと、村でできることから対応していくべきではないかと考えております。

本年、チェルノブイリの原発事故からちょうど25周年目の年でもあります。

富山県の高岡市では、防災計画に原子力災害対策編が策定されています。県内には原発もないし、隣の石川県に志賀原発があります。こうした特殊性、情報伝達、広報、それから原子力防災に関する面、いわゆる情報伝達や広報では、パニックやデマ情報などに対する呼びかけ、そしてまた原子力防災に対する住民などに対する知識の普及を啓発、こうした村としてできることから、防災計画という形でなくても取り組んでいくことを考えていないでしょうか。

○総務課長 松本市、それから富山県の高岡ですか、富山県の市の例を挙げていただきましたけれども、先ほど村長が申し上げたとおり、全体的には、こういうふうな避難を、こういう状況では、こういうふうな避難をして、こういうふうに住民が動く、こういうふうな伝達をしてというような部分について、全体的な、そのたたき台になるようなものについては、実は、長野県が独自に、7月以降になるかと思いますが、この話を担当者を集めて、指針づくりといいますかをしようという話になっておりますので、私どもとしますと、その先進例もお聞きしながら、原子力災害、発電所の事故による放射能汚染からどういうふうに住民を守るかっていう、その対策については、それを待ってつくりたいということでもあります。

○9 番 (竹沢久美子) 7月以降になるが、県の指針を参考にしながら先進例を活用しながらつくっていきたいということですので、ぜひ、いつ、この震災が起こるともわからないという状況の中でもありますので、早急に、そうした対応に取り組んでいただきたいと思っております。

続いて高齢者、障害者、子供など災害弱者、いわゆる災害時要援護者については、昨日の質問もありましたが、個人情報の問題等もありますが、いわゆる地区の防災計画の中で共通認識のとれる態勢確立が必要だと思います。

直接、村が関与できるかどうかわかりませんが、こうした態勢確立をするための指導や訓練についての呼びかけを、ぜひ、地区に行っていたきたいと思いますが、どのように考えていますか。

○総務課長

災害時の要援護者の避難ということにつきましては、昨日も質問、ご質問いただきましたが、災害時の要援護者台帳の整備と、1つは、その具体的に、だれがどういふふうな所に、どういふ支援を必要とされる方がいて、いるということから始まって、だれがどういふふうに、そういう場合には、その方を助けて避難をするかということ、これ、助け合いマップということになるかと思いますが、こういうような作成を通じて、個々人の避難対策まで踏み込んだ計画っていったものを作成する必要はあるかと思っておりますが、あくまで、これは自主防災組織が主体となってつくるといふものだというふうには認識をしております。役場の防災担当を初めとしまして、社会福祉協議会ですとか福祉関係者につきましては、この必要が生じたというときにはお手伝いをしていきたいというふうには考えておりますし、昨日からもお答えをしておりますとおり、この地域防災計画の見直しがされるということが明らかにありますので、された段階では、地区に出かけてまいりまして、そういったものについてつくっていただいたりするように話を進めていきたいというふうには思っております。

○9 番

(竹沢久美子) ぜひ、健常者でも大変な状況でありますので、こうしたことに対してはきめ細やかな対応をしていっていただきたいと思っております。

耐震診断の強化とリフォーム助成制度の創設については、他の質問者の答弁でお聞きしておりますので結構です。

自然エネルギーの利用促進、少水力発電、太陽光などの利用についてですが、小規模河川や用水路の利用ということで昨日も例が話されましたが、木曾福島や、それから下諏訪町のLED購入補助などが出されております。

村内でも飯沼の、個人名を挙げますが、倉澤さんなどは、少水力で発電をして防犯灯などの利用をしておりますので、こうしたことにも学びながら、ぜひ、村としても活用していく方策を考えていただきたいと思いますが、取り組みについてお考えがありましたらお聞きしたいと思っております。

○村 長

おっきな流れとして、きのうお話ししましたとおり、大きな流れといたしましては、一極集中型の電気の供給、電気だけでなくエネルギー全体の供給ではなくて、やっぱり、なるべく分散型のもので環境負荷の少ない形に、今後していくというおっきなトレンドがあるというふうには思います。

今、現状、すぐにですね、費用対効果的なところで言うと、ぼんと投資して何かの仕組みを村でつくるといふような形、実験的とか、経験的にやってみるといふふうな、そういうことはあるかもしれませんが、その電力供給の一助とするために投資をする、大きな投資をするというふうな状況ではないのかな、また、法律的にも、なかなか、

それもしにくい現状の法律の縛りがあるかと思っております。

そんなところで、研究を勉強はしながらですね、技術、あるいは法制度の変化に合わせて、また補助とかの制度なんかも、恐らくは、このエネルギー状況の中で、代替エネルギーへの補助というふうなことも、また、恐らくあるかと思っておりますので、そういうものも利用しながら、いい形で取り組んでいきたいというふうには思います。

○9 番

(竹沢久美子) ぜひ、先進地の、こうした例にも学びながら、また、先ほども言ったように、村内でも、こうした活用をされている方もいますので、そうしたことを参考にしながら対応をしていっていただきたいと思っております。

次に災害関連のことですが、先ほどからも、きのうも三六災害の話が出ました。

私は、ちょうど中学1年で、私たちが、それこそ、学校を集団下校で帰り着いて、途中まで行ったら近所のおじさんが「早く渡らんと木が流れて来るで、渡っちゃえ。」って言って、クルミの大きな木が流れて来たんですけど、私たちが渡っちゃったすぐ後に橋が落ちました。そして、先ほども出された黒牛や谷田の子供たちは学校に泊まりました。私は、うちへ帰ることはできたんですけど、一晩中降っていて、次の朝、黒牛地区へ様子を見に行ったら、田んぼが全部淹になっていたというような経験があります。

そしてまた、58年の災害ですけど、このときは、林道ができて、そして、まだ、水路というかが、水の水路がちゃんとできていなかったのか、うちの、やっぱり上の洞へどなたかがトラックで肥料袋を捨てていったんですよ。そして、その肥料袋へ乗って水が流れてきて、三六でもくんだこともなかったうちなんですけど、床下浸水になったということもあります。

こうした経験を、やっぱり、先ほどもあれしましたが、声を聞きながら、また、子供たちにも話したりしながら伝えていくことを、ぜひ、やっていきたいなあというふうには思っております。

多くの皆さんが3・11の震災から防災計画の見直しを提案されましたけれども、私は、3月23日の日に知人宅で、いわゆる有料の会員向けのインターネットのテレビで、初めて、その、いわゆる福島原発から気流が流れている図を見せられて、啞然としました。日本では流されていないということで、これは有料のものであったので、本当に外国の人たちが一斉に日本から避難した理由も、このことで合点がいったわけです。

3月の議会で議員発議として浜岡原発の中止が発議されましたし、現在、浜岡はとまっているわけですけど、もともと原発というものが戦争目的で開発されたということもあります。ぜひとも、こうしたことを基礎にして、先ほども申しましたけれど、早い時点での指針をつくっていただきたい、そんなふうには思っております。

それでは、次の質問に移ります。

2番目の「合併浄化槽設置者への法定点検・保守点検に助成を」ということです。

私は、昨年の議会の議会構成により総務経済委員長として上下水道運営審議会の委員の一員として任命されています。そうしたことで、このような質問をするのは、ち

よっと気になるんですけど、昨年10月25日に審議会が開催していますが、それ以後は会議はありません。今年3月議会での委員会の中でも意見が出され、また、一般の合併浄化槽利用者からの声もあり、今回、質問させていただきます。

中川村の下水道工事が完成したこのチラシには「中川村の下水道事業は平成元年度に計画され、平成5年より工事が開始、平成18年度完了で、14年の年月と88億円余をかけて区域内のすべての家が下水道を使用できるようになりました。」となっております。

平成18年の6月の議会において元議員の市瀬拓朗さんが公共、農集の利用者とランニングコスト等について質問しております。現在、合併浄化槽を設置している家庭では、水道料金を除いても、法定点検、いわゆる浄化槽法の第11条や、それから保守点検、薬剤費、殺虫剤などと清掃費に年間約7万円近くかかります。これは、平成22年度、7人槽、現在4人家族の我が家の例です。法定点検など、毎年ではないものもありますので、5ないし7人槽では5万円ないし7万円ぐらいが一般的ではないかと思えます。平成21年度の決算では、公共下水道、一般家庭、月1戸当たり5,084円、それから農集が5,345円となっております。平成18年の答弁では、農集のほうが、公共より農集のほうが約6.5万円ぐらい浄化槽のほうが安いというような答弁になっております。

合併浄化槽利用者と公共、農集利用者との負担についてどのように考えているか、また、再度、お聞きしたいと思いますが、お願いします。

○建設水道課長

今、お話がありましたとおり、平成18年度に、合併処理が、一応、集合処理ができた段階で、合併処理浄化槽設置者とのこの料金のバランスをとるということで、料金体系について検討がされたということで、現在の料金が出来上がっております。

今、お話がありましたとおり、この当時はですね、合併処理浄化槽でかかるランニングコスト、約6万円ぐらいが見込まれていたようでございまして、これは、契約業者との単価の違いもありますが、およそ維持管理の点検、それから薬剤、また汚泥の引き抜き等々を含めて約5万5,000円ぐらいを見込んである、それから、プロアの電気代等々で約5,000円ぐらいかかるだろうということで6万円というような見方がされているようでございます。

これに対してどのぐらいの、集合処理区でどのぐらいの料金を徴収したらいいかということで、今の金額が決まってきたという状況かと思いますが、お話のありましたとおり、公共、農集、含めてみまして、大体、今、4人家族で平均してみますと、基本的に1,800円、プラスの4人ですと3,800円が加わりますので、1ヶ月当たり6,300円と数字になります。これに、すみません。1カ月当たり5,300円ですか。1,800円の3,500円ですから5,300円になりまして、これに12月を掛けますと、約6万3,000円ぐらいになると、こういうような判定のもとで、今、大体、バランスがとれているだろうと、こういうような状況かと思えます。

ただ、この議員さんのお話が出てきた状況と今と極端に変わっているかということ、そんなに極端には変わっている——変わっていないなというような認識を持っており

ます。細かくは、数字は変わっておりますけれども、大きくは、そんなに変わっていないのかなというような気がしております。

○9 番

(竹沢久美子) 公共、農集については、一般会計からの繰り出し、そうしたものが非常に金額的にも多く出されているわけで、平成23年度の予算でも、起債償還の面もありますけれども、約3億円近い2億9,460万円ってというような金額が出されております。農集と公共と。

そうした中で、先ほどから村長が、いわゆる公平性というか、そうしたものの説明があるんですけど、そのようなことに対してはどのように考えているかお聞きしたいと思えます。

○建設水道課長

今、ランニングコストの話で、もう1回、追加をさせていただき、お話をさせていただきますと、まだ公式な数字で発表がされておられませんけれども、公共、農集の料金、公共で約5,450万円、22年度の利用金収入でございます。農集で2,100万円という収入がございます。両方合わせた加入戸数が約1,100戸、1,108戸という数字で把握をしておりますけれども、1,108戸、割ってみますと6万8,000円ぐらいの、1戸当たり平均であります、大ざっぱに言うと、そのぐらいの金額になるという数字でつかんでございます。

先ほどの公共、農集以外の個別処理区が6万円前後というようなお話をさせていただきましても、平成21年度あたりから県のほうが法定点検について指導強化を強めております。この法定点検につきましては、基本的には、設置者も設置の段階では設置届の中に必ず受けますよという判子を押していただいて確認をされておるわけですが、多分、業者さんが手厚く、これを進めていただくために、なかなか細かいところまで理解がされずに、そういうところへ判を押している、それを、地域の方とか自分のため、施設を長く維持管理するためには法定点検を受けてくださいということで指導強化を進めているものと思えますが、これが約5,000円ほどかかります。これを加えると6万円と言っていたやつが6万5,000円ぐらいになって、今の、ちょっと維持費が、ランニングコストが上乘せになってきているのかなあという意識が余計強いのかなと思われま。

ただ、今、申しましたように、公共、農集におきましても、料金徴収の加える金額から、たんと割ってみますと、1戸当たり6万8,000円という数字になりますので、極端にアンバランスが出ているというふうには思っておりません。

○9 番

(竹沢久美子) 課長の説明からしますと、ランニングコストを考えた場合に、そんなに差はないというようなことですが、公共、農集についての普及率を見ますと、公共が約80.6%、農集が85.7%、これに比べて合併浄化槽は67.4というようなふうになっております。こうしたことを考えたときに、やはり合併浄化槽の利用者、設置者は、非常に割高感があったり、そのほかの要因は、もちろんあります。うちが古いからとか、若い人たちがいないから設置ができないというようなこともありますけれども、こうした普及を上げるためにも何らかの施策が必要ではないかと思うんですが、その辺についてどのように考えていますか。

○建設水道課長 先ほど議員のほうからも建設当時の試算にかかわる部分のお話がございます、設置費がどのくらいかかっているかということで見るとという考え方が一つあるかと思えます。ただ、ランニングコストにつきましては、維持管理費でありますので、料金徴収と維持管理費にかかわるコスト、費用、それから収入で見た場合に、大体、そんなに大きな変革はありません。変化はありません。こういうお答えをさせていただきましたが、設置を含めた、その投資からみますと、今、言われましたように、幾ら交付税がそこにかかわっておっても、村から大きな金額が出るということは確かでございます。設置をした段階では、国庫補助、県の補助、それに起債というものを入れながらやってきている、この施設をつくってきたわけでございます、民間から、個人からは、70万円という負担をいただいていることは確かですけれども、それを見まして、公費も出ていることは、やむを得ないと思えます。それに対して、バランスはどうかと言われると、これは細かい計算をしてみないとわかりませんが、一応、そのものを含めながら、18年の集合処理区は完成をした段階での料金徴収の検討の中では、それも含めて、一応、こういう数字で、とりあえずは行こうと、こういうふうに見ておるということで現行の料金になっているというふうに考えております。

○9 番 (竹沢久美子) 課長の答弁で内容的にはわかりますけれど、近隣市町村では、そうした設置者が、いわゆる合併浄化槽の設置者は、地理的な条件で設定したものであって、すべて維持管理は個人責任という対応になっております。

そうした中で、公共、農集とのバランスということで、近隣市町村では、法定点検や保守点検の費用の一部を自治体が負担したり助成しております。

例を挙げますと、飯島町では、個別処理区の補助金、合併浄化槽の維持管理に要する経費に対して設置した翌年度から1基につき年1万円の補助があります。

また、松川町では、維持管理経費の補助金として浄化槽の維持管理、補修費用として、消毒代などを含むとして、年3回以上の点検を実施していれば2万円、2回は1万円、1回は5,000円、それから、修繕など経費補助金として、送風機、ブローアの交換に対して補助率が2分の1で上限が2万円、法定検査の手数料として、長野県指定の機関が行う法定検査手数料については町で負担ということになっております。

また、大鹿村でも維持管理に、ここは、ちょっと、全部が合併というようなこともありまして、1基当たり2万円の補助をしているというような近隣の情勢であります。

先ほどから近隣と同じでいいのかということもありますけれど、検討課題ではないかと思えますので、その辺について答弁をお願いします。

○建設水道課長 近隣の補助の状況は、今、お話をいただいたとおり、うちのほうとしても承知しております。

ただ、今、言われましたとおり、それぞれの市町村の事情というものがあると思えます。大鹿村さんは集合処理区がないということで、合併処理区に全部を補助してみても、皆さん平等であると、こういうことがあろうかと思えます。

それから、松川町さん、それから飯島町さん、高森町さん、それぞれ集合処理区を持ちながら合併処理区もあると、こういうことだと思えますが、これの国庫補助、県

の補助等々については、施設をつくるときには同じであります、中川村と若干状況が違うのは、公債費等々の比率が違ってきていると、そういう意味では、中川村は、過疎という影響もありまして、交付税の算入率のところでは他の町村とは違って、その辺で村の単独の持ち出し等々を勘案してみると、松川町、飯島町、高森町さん、それと中川村が全く同じ同額の補助をしていいかどうかというのは、また別の話だということかと思っております。

ただ、この料金の維持管理の話で、そういうバランスをとっているのか、今、言っていた、投資、最初の投資であるのであれば、合併処理浄化槽の設置に対する補助のところでは検討をしたほうがいいのか、非常に突き詰めて、もう少し検討をしてみないと、その辺はわからないのかなというふうに思っております。

○9 番 (竹沢久美子) 私も、また、それこそ設置者のご意見などを、また、ぜひお聞きして、よりよい施策としていただけるように考えていけたらと思っております。

次に、3番目の質問といたしまして「美しい村連合の村内組織立ち上げ早期に」ということでお聞きします。

私は、2009年、平成21年12月定例議会で景観条例の制定と美しい村連合のワーキンググループの立ち上げについて質問いたしました。

今回の、きのうの5番議員の質問と重複する部分もありますが、何点かお聞きしたいと思えます。

現在、美しい村連合関連事項は村の企画係が担当しています。

前回の質問でもお聞きしましたが、景観のすばらしい場所など、写真撮影に必死のカメラマンたちは、道路の占有など、地元車両の通行に支障を来すような状況もあります。

また、トイレの問題などもお聞きしました。

村長は、2009年のときの答弁で「駐車場などは、広報的な手段でマナーに訴える方法で対処する。」との答弁でしたが、具体的にどのような対応をされてきたかお聞きしたいと思います。

○総務課長 特にお話にあった美里地区での桜の写真撮影をするために、そこに来た皆さんが、何ていいますか、カメラを構え、それが通行の支障になる現状があるということは認識をしておりますし、また、棚田の、田植えの時期になっても、やはり、上の村道部分で、それほどではないと思えますけれども、桜ほどではないかと思えますが、交通に多少支障を来すという現状があるということは、お聞きをしておりますけれども、そのために道路条件等を整備する、あるいは改善するということは、何ていいますか、そういう主眼で直しているわけではございませんので、また、今、桜のあるあの道路、北山方飯沼線付近だと思えますけれども、あのものについては、県の過疎代行事業、それから村の単独事業、合わせて道路改良をしていくという計画で進めておるところですが、そのための退避所なり駐車場を設けるということは、ちょっと、道路整備の観点の中からはないということかと思えます。

○9 番 (竹沢久美子) ぜひ、村長にも現場へ行って、その状況なんかもみていただけたら

と思います。

美しい村連合の精神は、景観だけでなく、地域の持っている文化や食べ物や、そうしたものを含めたものとの昨日の5番議員への答弁にありました。その土地の風土全体だと私も思います。

しかし、現状の中では、景観を含めた村の財産をピックアップし、地元や地権者の声を集約する場がありません。8月下旬以降、各種団体や準会員など、関係者を中心に協議会をスタートさせるとのことですが、委員の一般公募や委員数、活動内容などをどのように考えているかお聞きします。

○総務課長

活動の内容、美しい村づくりの協議会というものは一体どういうものかということで、今、考えているところを申し上げますと、まず、村民が一体になって、自然、景観、中川村にある自然景観ですとか伝統文化などの資源、それから、今ある財産を大切にしていくという活動は同時に進めながら、そういう資源を活用して中川村をPRしていくということによって、最終的には、中川村が、いろんな面で、外に向けても、こう、注目を集め、中の人たちも、それなりに自信を持って元気になっていくと、そういうことと、産業、一般的に産業という言い方になりますが、その振興につなげていければいいかなあとということで、村の関係している組織、それから団体と準会員の皆さんに集まっていただいて、そういうことを話し合いながら調整をしていくという活動を目的で、今、つくるといことでありまして、細かい、その、どういう団体、どういう個人、集めていただいてというふうな踏み込んだところまでは、ちょっと、まだ構想を、今、固めておるところでありますので、まだ、はっきりとしたものは、できておりません。

○9番

(竹沢久美子) 内容が、まだ確定していないということですので、委員の公募や委員数についても、まだ未知数ということだと思います。

前回もお聞きしましたが、個人の財産である、いわゆる西丸尾の桜や、それからかやぶきの家などは、維持管理について地権者と早期に話し合う必要があります。

また、飯沼の棚田保全の支援についても、労力的なものだけでなく、例えば村の特色ある地域づくり支援金などの活用も必要ではないかと思います。

早期に対応しないと、高齢化や人手不足で維持することが困難となってしまいます。

また、ある村民の方からこういうお話がありました。「大草城址公園の桜を障害のある方や高齢者に上の段から見せてやりたいと思ったが、車いすで対応できなかった。あのすばらしい桜と中央アルプスを、村民には、ぜひ見せてやりたい。村にはスロープをつけるなどの構想はないのか。」というような声がありました。

こうしたことも、ぜひ、こうした協議会で検討していただきたいと思います。

確かに、こうした財産は健常者だけのものではありません。検討の余地はあると思いますが、どのように考えていますか。

○総務課長

今、美しい村づくり協議会という仮称の組織をつくりたいということで、8月終わりにくらくらに、その方向を出したいということでしたが、その中での話をしている中で、今ある資源や財産を大切に、やはり外に向けてPRしていく、そのた

めの財産や資源を生かすために、先ほどもありましたとおり、道路条件をよくするですとか、あるいは利便性というか、多くの人が使えするという点では、非常によいかと思いますが、城址公園等にスロープ等を整備するというようなこと、これは具体的な一つの例かと思いますが、あるいはまた改善すべき課題として、こういったことが出されるということは十分に考えられますけれども、ここでのその協議会の意見としてですね、これを、じゃあ、こういうふうにしていこうとすることは、一つの、たらというのは、あくまでも意見かと思いますが、それを集約をして、そこでまとめて村の施策に生かしていく、反映させていくというために開催するものではないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○9番

(竹沢久美子) 村の施策に結びつけていくものではないという答弁でありましたけれど、こうした声を吸い上げて、そしてまた生かしていくという場が、どこか必要だと思います。そういう意味で、この私の、ちょっと想像している協議会と違うのかなという部分がありますが、ぜひ、この美しい村連合の立ち上げが中川村の価値を村民も共有できて、そして美しい村連合の活動支援、協議会というものが早期に立ち上げられ、そして民主的な運営が行われることを期待しております。

その点について、8月ということでしたが、8月後半には、ぜひとも立ち上げをして、そして、村の施策につなげなくても、そういう声を広く集める、そうした場にしていただきたいと思いますが、最後に、その点をお願いします。

○総務課長

施策に対して声を集めて、じゃあ、こういうふうにしたらということのために開催するものではないということでもありますので、それは、あくまでも、その自分たちの持っているところの中川村にあるよさを気づいて、そこのところをもう少し外に向けてPRしたりアピールしたりしていくにはどうしたらいいとか、あるいは、お互いに集まってきた団体、準会員の皆さんが、みずからの団体を、もうちょっと中で、美しい村連合に加盟しているっていうことを利用して、外に打って出るとは言いませんけれども、にしていくにはどうしたらいいとか、そういうところでの、そのお互いに連絡し合ったりするための組織ということでありまして、そこから出た意見が、もう、すべて、これを全くだめというふうな、そういうものじゃないんですけど、主眼としては、そういう目的のためにつくるといことでありますので、お願ひをしたいということと、今、もし、仮に、そういう意見が強く出ればですね、当然、事務局が預かっておるのは、役場ということになりますので、そういったことについては、それぞれの施策に反映するようなことは、また反映していかなければいけないというふうに考えるものでございます。

○9番

(竹沢久美子) 最後の、ちょっと、活動がきちっとできるようにというふうなお話でしたけれど、担当部局でも、ぜひ、その声を吸い上げたり、それから、こうして、現在あります財産についての管理や、それから調整、それから、地権者との話し合いなどをする場をきちっと村の中でも受けとめていただける場所を確保していただきたい、そんなふうに思います。

いいです。答弁は結構です。

○議長 以上で終わります。
これで竹沢久美子議員の一般質問を終わります。
これで本日の日程は全部終了しました。
本日は、これをもって散会といたします。
ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 12 時 12 分 散会]